

経営哲学における「分業」の基層

厚 東 偉 介

1 はじめに

現代社会における事業経営の基礎は、「分業」にあることは自明の理と言えるであろう。「分業」は、アダム・スミスが「国富論」で、その意義を説き、現代社会の基底を構成する「経済・社会」の基盤になっている。A. スミスの「国富論」の論述から、現代において「分業」は、「効率化」のために行われると考えられ、分業の基礎はここに存在していると一般的に理解されていることが多い。分業のもつ「効率化」の側面だけでなく、「分業」がいつそう進展して、さらに細分化することによるその弊害や細分化された分業に従事する人々への問題点が、併せて指摘されることが多い。「分業」にこうした側面が確固として存在している。これ自体は、むしろ現代では、説明する必要のない「一般常識」とも言える。ここでは、「分業」自体が存在し、機能するためには、一体何がその基底に存在していなければならないのか、その存在の基盤は一体何にあるのかということを明らかにしたい。

経済学・社会学においては、一般的には「分業」として概念化されている。現代社会が「分業社会」であることは、言うまでもないことであり、21世紀の今ごろ、取り上げる意味などはまったく存在しないと思われる。

経営学のなかで「分業」の対象・成果の領域は、「事業経営」という概念で表されている。本論文では、「事業経営が安定的に継続して行われるためには」その社会的基層に「社会的相互信頼」が存在していなければならないことを明らかにする。グローバリゼーションの進展により、これまで広範な分業社会とは疎遠であった地域の社会において、「資本主義」が押し寄せ、「市場化」が推し進められている。「市場化」は、「分業主体の自己利益の最大化」がなされれば、おのずから進展すると想起されている。2011年3月11日の「東日本大震災」の「東京電力福島第1原子力発電所」の「事故」以来、「原子力発電に対する社会的信頼」が崩壊し、「原子力発電事業の経営それ自体が存続の危機」を迎えている。「分業」……「事業経営の安定的存続」のためには、「社会的相互信頼の存在」というきわめて不確かでとらえどころのない「基層」が社会的に存在していなければならない、また社会的相互信頼のその基層は、きわめてもろく、崩れやすく、再構築には長期間にわたる努力とエネルギーが必要なことを明らかにしたい。「合理的計算」、それ自体が存在していれば、「市場経済社会」が成立するのではないということを明確化する。

「分業の基層」を取り上げ、それを明らかにすることは、経済学では、「効率」「効果」「能率」などが取り上げられ、ひろく「経済性」が問題になる。「経営学」でも、経済性は、問題になり取り上げられ議論されるが、経営学では経済学とは異なり「責任」が、必ず議論される。通常、「経営学」で「責任」が取り上げられるのは、「実践」「行為」だからだと理解されることが一般的である。「実践・行為」であると、なぜ「責任」が問題になるのかが明らかではない。通常、経済学を背景にした「コーポレート・ガバナンス論」・「企業統治論」では、企業の経済的成果に対する「責任」を巡っての議論に終始してしまっている。こうした理解では、企業責任は「企業の経済的成果に対する責任」ということだけに限られる。不祥事は「法的責任」として、「経営学」とは別に議論される。こうした理解では、2011年3月11日の「東日本大震災」という「自然災害」に起

因する「企業責任」を取り上げることができない。「地震と津波による電源喪失」がその基本的原因だからである。これ自体は確かに「技術的ミス」であることは確かで、その責任の議論は難しい。そこでは、「過失責任」が問題になる。

「分業の基層」が「社会的信頼」を基礎にし、その社会的信頼が崩された時に「責任」が問われる契機になることが、明らかになるのである。ここに、この論文で、「分業の基層」を取り上げる意義があることになる。

2 「分業の基礎」……現代企業の経営哲学の基層を求めて……

「分業」の意味については、一般に、経済的価値のいっそうの創出、効率の増進として理解されている。このような「分業の意味」に関する一般的理解は、アダム・スミスの『国富論』⁽¹⁾を基礎にしている。「分業の存在意義」に関しての議論については、常識化して、その議論の余地はまったくないように思われている。現代企業の経営の基礎となっている「分業」それ自体を、ここでもう一度検討して、「分業」それ自体の「存在基盤・基層」を明らかにしたい。これにより、現代企業の経営哲学の基礎が解明されることになるからである。

2-1) 分業の経済学的意義

「分業」に関する「意義」については、A. スミスの『国富論』の冒頭で述べられ、あまりにも有名である。その部分だけを取り出し、「経済価値の創出」「効率化」として理解して、その具体的事実や態様を解明することが、「経営学」の研究と行うことができるかもしれない。しかし、『国富論』全体を通じてA. スミスが「分業」全体を、その思考体系の中にどのように位置づけていたのかを明らかにして、その基礎的原理を考えてみたい。A. スミスは『国富論』の長い論述を始める前に、「序文および本書の構想」を示して、その全体像を概略している。そこでは次のように述べられている。「すべての国民の年々の労働は、その国民が年々消費する生活の必需品や便益品のすべてをその国民に供給

する、もともとの原資（fund）であって、それらのものはつねに、その労働の直接の生産物であるか、あるいはその生産物で他の諸国民から購入されるものである。」という文章から始まる。A. スミスはこの一文で、国民の生活必需品や便益品が富であり、その原資（fund）は労働であると規定している（堂目卓生『アダム・スミス』中公新書、2008年 p.144）。

この冒頭の部分は、A. スミスが『国富論』を著作する時代には、1720年のイギリスにおける「南海泡沫会社の破綻」を経験しており、「金融操作による利益創出」を十分、知っていたのである。「南海会社」について A. スミスは次のようにのべている（スミス『国富論』第5編第1章水田訳第3分冊、pp.433-434）。「南海会社は……外国貿易を営む他の合資会社が背負っていた一大経費を完全に免れていた。しかし、同社の巨大資本は膨大な数の株主に分割されていた。したがって愚行と怠慢と浪費が、会社の業務の運営全般にゆきわたるだろうとは、当然に予想された。彼らの株取引事業での不正や浪費は十分に知られていた」と記述されている。また南海会社については、第2編第2章にも言及がある（水田訳上掲書、第2分冊 p.90参照）。これ以外にも投機によるバブルに関してジョン・ローの提言により当時フランスの執政のオルレアン侯による「ミシシッピ計画」によるバブルについても言及がある（水田訳上掲書、第2分冊 p.86参照⁽²⁾）。

A. スミスは『国富論』第4編第1章で次のように述べている。「私は、富は貨幣すなわち金銀であるという通念を、冗漫になるおそれはあっても、十分に検討する必要があると考え」（水田訳第2分冊 p.294）、次のように続ける。「人が貨幣を求めるのは、貨幣そのもののためでなく、貨幣で購入できるもののためなのである」（水田訳第2分冊 p.276）。「貨幣は、しばしば富を意味している。」「商業についてのもっともすぐれたイングランドの著作たちのうち、何人かは、一国の富はその国の土地、家屋、消費財であると述べつつ、論を始める。論を進めるうちに、土地、家屋、消費財は記憶から落ちこぼれ、彼らはすべての富

は金銀」であり、これを増加させることが国の産業と商業の大目的だと想定するようになる」と明言している（水田訳、第2分冊、pp.294-295）。アメリカの発見がヨーロッパを富ませたのは、金銀の輸入によるのではなく、ヨーロッパのすべての商品に無尽蔵な新市場を開くことにより、新しい分業と技術改良を引き起こしたからだだと断定している（第2分冊、pp.290-291）。

このような理解から、A. スミスは、労働を通じた「生活必需品」や「便益品」の生産・交換から「富」が生まれることを、その体系の基礎においていたのであった。当時の金や銀などの「貨幣」それ自体が富であるという経済思想からの脱却を考えて、実体経済を強く意識していたからであった。

「したがってこの生産物と、またはこの生産物で購入されるものと、それを消費するはずの人びとの数と割合が大きいか小さいかに応じて、その国民が必要とするすべての必需品および便益品の供給を受ける度合いがよかったり、わるかったりすることになる」と続く。ここでは、消費人口と必需品・便益品の総量との比率が国民の豊かさだと規定しているのである（堂目卓生『アダム・スミス』中公新書、2008年 p.144）。そして、国におけるこの割合を次のように述べている。「この割合は、どの国民にあっても、二つのことなる事情によって、すなわち、第一に、その国民の労働が一般に適用されるさいの熟練（skill）、腕前（dexterity）、判断力（judgment）によって、第二には、有用な労働に従事する人々の数とそうでない人々の数との割合によって規定される」（水田洋、上掲書、第1分冊、p.19）としている。この点は、いかなる国民でも地域でも、この二つの情況によるとして、ここに国民の豊かさの共通原則を示している。このうちの前者が必需品・便益品の供給に強く関係していると考えられている。有用労働への従事者、すなわち A. スミスの考える「労働人口」が多く、熟練などのある「労働生産性」が高ければ、その国民は豊かになると想定されている。こうした前提条件を『国富論』の「序文および構想」の中で述べてから、「第1編第1章」で、労働生産性を高めるために「分業」を述べる。

2 - (2) 分業と生産性

A. スミスは『国富論』第1編第1章の冒頭で次のように「分業」を語っている（なお「分業」の用語に関してはマンドヴィルの『蜂の寓話』やウィリアム・ベティも時計製造業によって例解しているが、スミスほど「分業」の効果や意味をさまざまに考えた学者は少ないと大河内訳の『国富論』では注記され解説されている。大河内訳第1分冊, p.9-11)。『国富論』の冒頭で、「労働の生産力の最大の改良と、それがどこにむけられたりするさいの熟練、腕前、判断力の大部分は、分業の結果であったように思われる」。そして、社会の仕事全体の中での分業の効果は製造業で、それがどのように作用しているのかを考察することで容易に理解されたとする。

現代では一般に「分業」は、「技術的分業」と「社会的分業」に分けて考えられることが多い。経営学では、下記のA. スミスの有名な「ピン製造業」のケースで典型的に示されるような同一作業所内で「労働を分割して」「その作業能率」を向上させ、生産量を増加させるという意味で、「分業」が議論されている。このような分業形態は、「技術的分業」と呼ばれている。『国富論』のこの冒頭の部分は、「技術的分業」を扱って「分業」が議論されている。

もっと広く農業・製造業のような「産業」という大きな括りでの「分業」、あるいは「製造業」の中で、例えば「自動車」を製造する「自動車会社」と「パン」を製造する「パン屋」、あるいは、あるいは、「弁護士」「医者」「機械技術者」などという業種あるいは職種、職業などの「分化」と「自立」を意味する「社会的分業」は、A. スミスの『国富論』では、「技術的分業」が展開されてから、議論が進められている。おおよそ、「経営哲学」で「分業」を議論する場合には、「経営」の概念が、本来「製造業」にだけ限定される概念ではないので、広く「社会的分業」まで含めて、検討しなければならない。そのため、

この小論では、「分業の原理」に立ち戻り、「社会的分業」も併せてみることにする。

A. スミスは、「技術的分業」を、はじめに扱う。上述の冒頭部分に続いて、次のように続けている。「分業は規模の小さな製造業で最も進んでいると考えられるが、それは各作業部門に従事する職人（workmanship）が同一の作業場に集められ、観察者の一望のもとにおかれるからだ」として説明している。これに反し、大きな製造業では、彼らをすべて同一の作業所に集めることは不可能である。したがって、大きな製造業では、実際には仕事が、小さな製造業よりはるかに多数の部分に分割されているかもしれないのに、分割はそれほど目立たないし、注目されることは少なかったと断っている。

そして、「あの有名なピン製造業」における著述を始める。

「きわめてささやかな製造業であるが、分業が注目されてきた製造業、すなわちピン製造の職業から一例をとってみよう」と述べる。「この仕事に向けて教育を受けたのでもなく、そこで使用される機械の使い方を知っているのでもない職人なら、精一杯働いても、おそらく一日に一本のピンを造ることも容易ではないだろうし、20本を造ることなどまちがいにできないだろう。ところが、この仕事が今日おこなわれているやりかたでは、多数の部門に分割されていて、その大部分が独自の職業になっている」としている。「一人は針金を引き伸ばし、別の一人はそれをまっすぐにし、三人目はそれを切断し、四人目はそれをとがらせ、五人目は頭をつけるためにその先端をけずる。頭をつけるのも独自の仕事であるし、ピンを白く磨くのも別の仕事である。ピンを紙に包むことさえ、それだけで一つの職業なのである。ピンをつくるという重要な仕事だが、このようにして、約18の別々の作業に分割されているのである」と説明している。

A. スミスは次のように述べているので、このピン製造の現場を観察して次

のように説明する。「私はこの種の小さな製造所を見たことがあるが、そこでは10人しか雇われておらず、そのうちの何人かは二つか三つの別々の作業をしていた。しかし、彼らはきわめて貧しく、必要な機械もいがかげんにしか備えていなかったのに、精を出して働いたときには、一日に約12ポンドのピンを自分たちで造ることができた。1ポンドで中型のピンが4000本以上ある。それだからこの10人は、自分たちで一日に4万8000本以上のピンを造ることができたわけである。したがって各人は4万8000本の10分の一を造るわけだから、一日に4800本のピンを造るものと考えられていいだろう」と結んでいる。もし、このような「分業」がなされていないなら、「彼らはまちががなく、一人あたり一日に20本のピンも、おそらくは1本も造ることができなかつただろう。そして次のように結論している。「他のどんな手仕事や製造業でも、分業の効果はささやかな製造業での効果と同様である」としている（水田訳、上掲書 pp.23-26、途中一部省略あり）。

A. スミスによれば、分業の結果、「同じ人数の人たちのなしうる仕事量」が、このように大いに増加するのは、三つの異なる理由によるのである。「第1に、すべての個々の職人の腕前の向上、第2に、ある種類の仕事から別の種類の仕事に移るさいに通常失われる時間の節約、そして最後に、労働を容易にし、省略し、一人で多人数の仕事ができるようにする、多数の機械の発明による」としている。A. スミスは労働生産性の向上は、①腕前・熟練の向上、②別の仕事に移るための時間の節約・短縮、③機械化の推進、この3点にあるとしている。

現代において、これらは基本的に承認されている。このうちの第2番目のA. スミスの指摘（別の仕事に移るための時間の節約・短縮）は、スミスの『国富論』が1776年に刊行されてから100年以上経過して、20世紀に追求され達成されることになった。労働生産性の向上は主に「機械化の推進」であったと言えよう。A. スミスは「別の種類の仕事へ移る際に失われる時間の節約によっ

て得られる利益は、われわれが一見して想像しがちなものよりもはるかに大きい」と正しく指摘している。H. フォードによる「流れ作業」「ベルトコンベアシステム」は、一般には、「別の種類の仕事に移る際に失われる時間の節約によって得られる利益」のための、この典型例として見る事が可能であろう。

アッセンブリーライン・組み立てライン上の、「組立作業内の工程の仕事」では、H. フォードが確かに推進した。しかし、自動車産業における型のプレス加工作業の「金型の変更」に伴う「作業時間の異なり」は、その作業の性質上極めて難しく、通常は、「ベルトコンベア外」の工程で実行され、「在庫」として積みおかれていたのであった。「時間の節約」に関しては、トヨタが単一のベルトコンベア上における「多品種少量生産」のためのシステム開発を進める過程で、劇的に短縮させ、フォード以来の全体的な生産システムを再編成して、全体としての生産性を向上させたことまで、またなければならなかった。

A. スミスは、注意深く「分業」がすべてにわたり可能ではないことを指摘する。製造業のうちの「多くでは労働をそれほどに細分化することも、作業をそれほどに単純化することはできない」と指摘している（水田訳『国富論』第1分冊 p.26）。しかし、こうした限定を付していても、その直ぐあとに次のように続けている点を見落としてはならない。「しかしながら分業は、導入しうるかぎり、どの手仕事でも、それに応じた労働の生産力の増大を引き起こす。さまざまな職業や仕事の分化（separation）はこの利点の結果生じたものと思われる。この分化もまた、最高度の産業と改良を享受している国でもっとも進んでいるのがふつうである」と指摘している（水田訳『国富論』第1分冊 p.26、下線部は国富論にはない、論文筆者による）。

A. スミスの「分化」の指摘は、スミスの思考の基礎に、当時のヨーロッパにおける「機能分化の社会的進展が社会進化」であるという近代社会の基本的な思考の基礎、社会哲学がまぎれもなく存在していることを表わしている。こ

のような A. スミスの考え方をいっそう進めると、アメリカの工場現場の「単能工」の存在に至りつく。日本では、「近代化」がヨーロッパ・アメリカからの「輸入」であったため、「工業化・機械化」は模倣し導入されたが、その基礎にある「社会哲学」としての「機能分化」への渴仰は少なかった⁽³⁾。そのため、A. スミスが「分業」はそれほどには可能ではないとする注意深い指摘がそのまま存在していた。「機能分化」に対する西欧と日本の基本的な差異が基礎にあるため、「労働組合」もさまざまな形で抵抗がなされたが、全体として最終的には、「機能別」には組織化されなかった。こうした社会哲学の背景の差異から近代化を極端にまで推し進めたアメリカとは異なり、日本では「多能工」が存在している。近代化のために「分業」を取り入れつつも、「単能工」にまで推し進めず、「多能工」を、コンピュータで巧みにコントロールされている製造ラインに残している。これが、トヨタの製造現場におけるさまざまな要求に対する柔軟な対応の基礎になり、競争力の一部を形成していることは確かである⁽⁴⁾。

2 - (3) 製造業と農業、そして商業と「分業」の状態、社会的分業について

A. スミスの「分業」の議論は、その著が『国富論』として日本語訳されていることから明らかなように、「製造業」、取り分け「製造業の中の技術的分業」にだけ限定されているのではない。前項のはじめに述べたように、「社会的分業」も当然、扱われている。

製造業と農業の比較をしつつ、農業労働に目を向け、「分業」の進展の程度が製造業と農業で異なるので、農業にあっては、富国の労働は必ずしも常に貧国の労働よりもはるかに生産的であるわけではないと指摘している。最も富裕な国民は一般に、製造業のみならず農業においても近隣国民にまさるが、かれらは、農業において以上に製造業において優れているのが普通であるとも述べている（水田訳『国富論』第1分冊 p.26-29）。

A. スミスあっては、農業より工業化を推進することで国富が、より速い速度で増加すると想定されている。A. スミスが「農業の性質は、製造業ほど多くの労働の細分やそれほど完全な仕事の分離を許さない」と指摘している（水田訳上掲書、第1分冊 p.27）。「農業に従事する労働のさまざまな部門のすべてを、完全に分離するのが不可能だということは、農業労働の生産力の改良が、製造業における改良と歩調を合わせない理由である」「もっとも富裕な国民は一般に製造業のみならず農業においてもまさるが、彼らは農業以上に製造業においてすぐれているのが普通である。農業にあっては、富国の労働はつねに貧国の労働よりもはるかに生産的であるわけではない」とまで言わしめている。

A. スミスによれば、「分業の程度」こそが、豊かさの程度を決定するのである。

農業・工業が「社会的分業」であることは言うまでもない。近代文明の基礎が「余剰農産物」の存在それ自体、「農業」にあることについてはすでに指摘しておいた⁽⁵⁾。近代の文明社会の基礎を与えている農業について A. スミスが『国富論』でどのような議論を行っているのかは、極めて興味深いので、ここで少し、寄り道をして見ておきたい。

A. スミスの『国富論』の刊行後、農業の労働生産性はスミスの労働生産性向上の三つのうちの A. スミスの時代には到底考えられなかった「トラクター」などの「農業の機械化」に加え『国富論』で指摘されなかった「化学肥料・農薬」という画期的な新技術を活用して農業生産それ自体を大幅に増加させた。20世紀に入りトラクターなどの農業機械の改良進化、肥料・農薬の改良活用、日本でも大幅に依存している「ビニールハウス」に見られるような「加温・温室の中での栽培・結実」「寒冷地での播種・栽培、途中での移植」をはじめ、温暖地域の活用など、「気温差の活用」までを含めた全体的・総合的な技術開発、施肥灌漑技術などの農学の進化、増産と乾燥・病害塩害に強い品種改良、種子の遺伝子操作まで総動員すれば農業生産はさらに増加するので、「農業生産量それ自体の全量」は、製造業と生物学・農学の結合の成果に依存すると想

定されていた。したがって A. スミスの指摘するように国富全体が増加して市場化が進展し「市場の価格体系の調整作用」が順調に機能さえすれば、「余剰農産物が供給可能」になり、「近代の文明社会の基礎」は揺らぐことはないと考えられていた。しかし、地球温暖化・乾燥化が進展し農業基盤の大変化の兆候が見られ、この中で農業の機械化と化学肥料・農薬の大量投与による土地生産力それ自体の劣化も指摘され、世界人口が100億人に迫り世界における食料供給力それ自体の限界が意識されている21世紀とは異なり、『国富論』が著述された18世紀において農業・工業・商業の互恵関係が存在していることが述べられている。

A. スミスは『国富論』の第3編で次のように述べている。「すべての文明社会の大規模な商業とは、町（タウン）の住民と農村の住民のあいだで行われる商業である」「町には物資の再生産はないし、またありえないから、町はその富と生活資料のすべてを農村から取得するというのが適切だろう」「しかし、それだからといって、われわれは、町の利得は農村の損失だと想定してはならない。両者の利得は、相互的で互恵的であって、分業はこの場合も他のすべての場合と同様、細分化されたさまざまな職業のさまざまな人々のすべてにとって有利なのである」と、その互恵性を指摘している（水田訳上掲書、第2分冊 p.183）。「町の住民の数と収入が大きいほど、つねにいつそう多数の人びとにとって有利なものとなる」と述べる（第2分冊 p.184）。次いで「利潤が等しい場合には、たいいてい人は自分の資本を、むしろ土地の改良と耕作に使用する方を選ぶだろう。」「自分の資本を土地に使用する人は、資本を自分で監視することができるからであり」貿易商人よりはリスクも少なく、「土地改良に固定される地主の資本は、安全を保障されている。」「土地を耕作することが人間の本来の運命であったから、人間の存在のあらゆる段階において、原初の仕事への偏愛をもち続けている」とまで述べている（水田訳上掲書、第2分冊

pp.185-186途中一部省略あり)。

A. スミスは英国の例を取り、商業・製造業と農業の関係について次のように述べている。「イングランドは、土地が自然に肥沃であるために、全国の間積との割合で沿岸面積広いために、また国土を貫流してもっとも深い内陸の諸地方に水運の便を供している航行可能な河川が多いために、対外商業や、遠隔地販売用の製造業の根拠地として、自然に適している。しかもエリザベスの治世の初期から、イングランドの立法府は商業と製造業の利益に取り分け留意してきたのであった」「農村の耕作と改良もまた、しだいに前進を続けた。しかしそれは商業と製造業の、より急速な進歩のあとを、ゆっくり距離をおいて追っていたように思われる。」「イングランドの法律は、商業を保護することによって間接的に農業を厚遇しているばかりでなく、いくつかの直接的な奨励によっても厚遇している。凶作のときを除いて、穀物輸出は自由であるばかりでなく、奨励金で奨励されてもいる。豊作の時は、外国産の穀物の輸入は禁止に等しい関税をかけられている。生きた家畜の輸入は、アイスランドからの輸入は別として、つねに禁止されている。」「土地を耕作する人びとは、土地生産物のうちで最大重要品目の二品目、パンと食肉について、同国人にたいして独占権をもっている。」「はるかに重要なのは、イングランドのヨーマン層が、法律で可能な限り安全で、独立で、尊敬すべきものとされていることである。長子相続権がおこなわれ、十分の一税が支払われ、永代所有権が、場合によっては認められている国で、イングランド以上に農業に奨励を与える国はない。」「しかし、それにもかかわらず、イングランドの耕作の状態はいま述べた通りなのである」(水田訳上掲書、第2分冊 pp.250-252)。「ヨーロッパの大部分をつうじて、都市の商業と製造業は、農村の改良と耕作の結果ではなく、その原因であり、きっかけであった」と結論付けている(水田訳第2分冊 pp.247)。A. スミスのこのような論述から明らかなのは、自然環境に恵まれ、農業保護・奨励策を講じて、農業の生産性は、商工業に比べて緩慢である。農業の生産性

が高まり余剰農産物がいっそう増加したために商工業が発展したのではなく、商工業が発展することにより、むしろ農業の生産性が高まるということである。A. スミスは『国富論』の第4編第9章（水田訳第3分冊 pp.299-341）で、農業を優先させ、それを推進するために製造業と外国貿易に制限を課する「重農主義」について仔細に検討して「重農主義の諸体系は、それが支持する産業を実際に、また結局、阻害している」（水田訳第3分冊 p.338）と述べる。その理由を、A. スミスは次のように説明している。「特別の奨励によって、ある特定の種類の産業に、その社会の資本のうち自然にそこに向かうだろうよりも多くの部分を引き寄せようとつとめたり、あるいは特別の制限によって、ある特定種類の産業から、そこで使用されるだろうその資本の部分を引き離そうとする体系は、すべて、実際には、それが推進しようとする大きな目的を破壊する。それは真の富強に向けてのその社会の進歩を加速させずに、遅らせるのであり、土地と労働の年々の生産物の実質価値を増加させずに、減少させる」からだ」と一般化して、結んでいる（水田訳上掲書、第3分冊 p.339）。

A. スミスは、こうして製造業だけでなく農業までの「分業」……「社会的分業」を概観して次のように述べる。「よく統治された社会では、分業の結果生じる生産物の大幅な増加が、最低階層の民衆まで広がる普遍的な富裕をつくりだす」「どの職人も処分しうる自分の製品を多量にもっており、また他の職人も同じ状況にあるため、交換することができる」（水田訳上掲書、第1分冊、p.33）。「分業」により生産物が増加することで、「交換」が可能になり、そこから「市場」の概念・存在を導き出すのである。

一般的に「分業」が、社会全体に進展し、「分業社会」になるには、「製造業」「商業」における「技術的分業」だけの進展で可能になるのではない。農業の生産性が上昇し、農業における「余剰生産物」が存在して、その「余剰農産物が「交換」される「市場」が存在して、はじめて「分業社会」が形成され展開

するのである。工業・製造業、商業・流通業そして金融業の成長は、「余剰農産物」の「存在と交換」があってはじめて、可能であるということが、明らかにされる。この点は、現代では、「自明」のように思われ、製造業や流通業のいっそうの「成長・発展」それ自体を扱うことが、経営学の中心的課題として扱われ、「農業」に関しては、「現代経営学」の埒外の課題、せいぜいのところ「農業経済学」の問題としてだけ、扱われている。世界人口が100億人に近づき、そろそろ地球における「人口扶養可能性」にその限界が見え始めている時には、「近代分業社会」の原点・基礎にまで遡り「農業経営」の問題まで目配りしつつ議論を進める時を迎えているように思われる。「経営哲学」とは、このような「存在基盤」こそが、その「射程課題」であるのだ。したがって、このような観点から見ると、A. スミスの『国富論』の分業論、「技術的分業」と「社会的分業」を併せてみることの、その持つ重要性が理解できるであろう。

2 - (4) 社会編成原理としての「分業」成立の諸条件と多様性の重要性

「分業」の事実から、直ちに「市場」の存在・概念を導かずに、なぜ分業・交換が行われるのか、これについて A. スミスは『国富論』第1編第2章「分業を生む原理」で、改めて説明する。彼によれば、「分業は全般的富裕を予見し意図する人間の英知の結果ではない。それは、人間本性のある性向、ある物を他の物と取引し、交換し、交易する性向の必然的な結果である」と推定している。「この性向が人間の本性の中にある」「それはすべての人間に共通で、他のどんな種類の動物にもみられないものである」「二匹のグレイハウンドが同じウサギを追いかけているとき、一種の協同行動をしているようにみえる」それは「その特定のときに同じ対象についての彼らの情念が偶然に一致した結果なのである」「犬と犬が一本の骨を別の骨と、公正で熟慮した交換をするのはみたことがない」とすらいち切っている（水田訳第1分冊 p.37-38）。

ここで、本論文で取り上げている「経済学における分業の基礎」との関係を明確にしておく必要がある。「分業」が、「効率化」による「生産量の増加」をもたらす。しかし、「分業」が「生産物を増加」させても、「交換」がなければ、経済的な豊かさ、ひいては「国富」はもたらされない。A. スミスは、「分業」を「交換」という「人間の本性」と結合させて、社会の編成原理を述べたのであった⁽⁶⁾。人間の本性である「交換性向」だけで「分業社会」の成立を説くと、いかなる時代・社会においても「分業」が成立し、その結果として「生産力」が増大したことになってしまう。「交換性向」だけでなく、A. スミスは、(1) 資材の蓄積が、分業成立の前提条件であるとされる。「資材蓄積」の条件は、他者の承認と称賛を獲得したいとする同感・共感を獲得したいとする同感獲得欲求が生活状態の改善への欲求を引き起こし、生活状態の改善への欲求が儉約や貯蓄という行為を促し、儉約・貯蓄が資材の蓄積を可能にし、資材の蓄積が分業を全面的に開花させる。こうしてスミスによれば、分業の前提たる資材の蓄積は、「他者の承認と称賛を得たい」とする「同感獲得欲求」から帰結することになる⁽⁷⁾。

A. スミスは、「資材の蓄積」以外のもう一つの分業による生産性の向上と豊かさの実現には、(2) 暴力の排除を上げている。スミスは人々が、自己の持つものを強奪される危険を感じていれば、勤勉への動機は持たないとしている。すなわち自己の利益を暴力的手段によって実現させようとする傾向が一般的な状態である場合には、富裕実現のための現実的な可能性はないと見ていたのであった⁽⁸⁾。人間の「交換性向」に加えて、「資材蓄積」と「暴力からの危険の排除」という「二つの条件」が整った時に、「分業」が「社会編成の基本的原理」になり、社会の生産性が向上し、豊かさをもたらされるとされるのである。

自分自身の労働の生産物から自分の消費を超える余剰部分を、他人の労働生産物から彼らが必要とする部分と交換できるという確実性によって、特定の職業に専念するよう促されるが、この確実性が必ず保証され実現されるのではな

い。この点について、竹本洋は、「交換の成否は、自分の欲望が相手のものによって満たされるかどうかではなく、相手がその欲望を自分のものによって充足しようとすると思ってくれるかどうかにかかっている。いいかえれば、自分の利益よりも相手の利益に優先権あるいは主導権がある。その意味で交換はそれが成立した事後においては互惠性が保たれるにしても、交換を申し出るものと申し出を受けたものとの事前の立場では対等でない。交換の最大の障壁はこの売り手と買い手の非対称性あるいは売りと買い手の非対称性、「買い手」の主導性にある⁽⁹⁾。ここに現代における「マーケティング」の意義が、すでに指摘されていると見ることができるのである。この側面においても「分業」が、経営哲学の基礎概念を考察する場合には重要であるということが明らかになるだろう。

「分業社会」であれば、売り手・買い手も双方向的になり（依存の相互性）、相互依存関係が広範囲になるため「匿名的」関係になり、売り手・買い手が制度的に固定されず、随時立場を変える機能的関係（立場の互換性）を持ち、売り手・買い手も取り分け政治権力から原則的に強制されることはなく（選択の任意性）、相互依存関係の構築には「武力や権力」などの「強制力」でなく、「説得」によるのである。この限りで、「市場空間」においては、自由・独立・平等な関係が保たれることになる⁽¹⁰⁾。

こうして「社会原理」として成立した「分業」が社会における人の相違をつくりだし、多様性をいっそう促進するという点にまで分業論を展開している。「社会的分業」が進展する、その社会的意味まで、目配りされている。「技術的分業」を扱い、「人間の側面」にその問題をみると、本稿の、2-10「分業の問題」で扱われるような問題が上げられるが、「社会的分業」を扱った場合、ここに述べるような、「社会における人間の多様性の意義」に光が当てられることになる。A. スミスは次のように述べている。

「さまざまな人の生まれつきの才能の違いは、実際には、我われが意識しているよりもはるかに小さいのであり、成人した時にさまざまな職業の人たちを隔てるように見える大きな資質の相違も、分業の原因であるよりは、むしろ結果である場合が多い」「たとえば、学者とふつうの路上の運び屋とのあいだのように、もっとも似ていない性格のあいだの相違も、生まれつきによるよりはむしろ習性、風習、教育に拠るように思われる」「彼らがこの世に生まれた時、またその後の6年か8年のあいだは、彼らはきわめて似かよっていて、彼らの両親も遊び仲間も、めだつた相違には気づきえなかつただろう」「その後、彼らはきわめて異なる職業に従事するようになる」「取引し、交易し、交換するという性向がなかつたならば、人はみな自分の必要とするどの生活必需品も便益品も、すべて自分で手に入れたに相違ない。万人が同じ任務を遂行しなければならず、同じ仕事をし、これだけで大きな才能の相違を生むほどの仕事の差というものはありませんであらう。」分業が人々の中の資質の相違の原因であるのか、はたまた結果であるのかをここで決着するのは難しい。人のもつて生まれた資質の差異とその人物の社会的背景や分業による職業生活とが合わさって、その資質・才能の差異が促進されるということがその現実であらう。

分業を基礎においた社会では、「もっとも似たところのない資質こそたがいに有用なのであって、かれらのそれぞれの才能のさまざまな生産物が取引し、交易し、交換するという一般的性向によって、いわば共同財産になり、そこから誰もが他人の才能の生産物のうち自分の必要とするどの部分でも、買うことができるのである」（水田訳第1分冊，p.42）と指摘して、「人間の多様性の重要性とその意義」を「分業」の進展と関連させて説いている点に関しては、「効率化や経済的価値の創出」を超えた「社会原理としての分業の基層」を読み取ることができる。単なる「経済効率」を超えた意義があると、A. スミスはみているのである。「人間の多様性の重要性」が指摘されているが、この点を経

営学と関連させるなら、多様性を巧みに組み合わせ、成果を上げる活動が「マネジメント」「リーダーシップ」であると見ることができる。「技術的分業」であれ、「社会的分業」であれ、「分業」からもたらされる「多様性」は、マネジメントを必要とするのである。この点で、「分業」を経営哲学の基礎的概念として議論するべきだということになる。このようなことから、「分業」が「社会編成原理」としての意味を有していると言えよう。

2-(5) 人間の行動動機としての「自己利益」の一般化とその検討

A. スミスは、人間の行動動機について次のように語っている。「我われが食事を期待するのは、肉屋や酒屋やパン屋の慈悲心からでなく、彼ら自身の利害に対する配慮からである。我われが呼びかけるのは、彼らの人類愛に対してではなく、自愛心に対してであり、我われが彼らに語るのは、決して我われ自身の必要についてではなく、彼らの利益についてである。」「我われが、話し合いや交換や購買によって自分たちにとって必要な相互の援助の大部分を、たがいに受け取るように、分業を生むのも、もともとはこの取引をするという同じ性向なのである」(水田訳上掲書、第1分冊、p.39)。自らの利益・利害、自愛心によって交換・購買そして分業がなされるということを、A. スミスは語っている。しかし、その後「交換」については、文化人類学などの研究成果により、A. スミスの指摘しているように自己利益からだけでなく、互酬や賞賛などがその基底にあることも現地調査から指摘されている⁽¹⁾。

さらに A. スミスは、現代社会の様相にまで踏み込み「文明社会では、人はつねに多数の人びとの協力と援助を必要としているのに、一生をかけても何人かの人びとの友情を得るのにたりない」「人は仲間の助力をほとんど常に必要としており、しかもそれを彼らの慈悲心だけから期待しても無駄である。自分の有利になるように彼らの自愛心に働きかけ、自分が彼らに求めることを自分

のためにしてくれることが、彼らの利益になるということを、彼らに示すことの方が有利だろう」(水田訳第1分冊, p.38)。ここまで人の性向を一般化し、「人は自愛心・自己利益によってだけ」しか動かないとするということに関しては、A. スミスの研究では、早くから指摘されていて「アダム・スミス問題」として長い間、議論されてきた¹²⁾。人間行動に関しては自愛心・自己利益・損得・功利があることは確かである。

ここで、問題なのは、「人の性向の一般化」と、言われていることの事実を、いかに考えるのかということが、極めて重要である。なぜなら現代では、科学は一般的理論を標榜しているからである。「人の性向の一般化」は、いかなるレベルまでの「言説」なのであろうか。当然、厳密に問い詰めると、かなりの適用範囲は限定されるはずだろう。「大震災」の時などには、「人の一般的性向」はあてはまるのだろうか。「大震災」のような「極端な時」ほど、「モデル」……つまり人が、原則として、「このような……取り分け「自愛的な」「自己利益」だけにに基づいた……行動をとる」ということが、露わになるのであろうか。むしろ、こうした「大震災」の時は、「例外的条件なので」むしろ、「例外的条件には妥当しない」と判断すべきなのであろうか。「例外的条件を排除すると」、「一般的妥当性」とは、いかなる事実を指すのだろうか。A. スミスの言説は、さておき、近代社会の人の動機を「一般的に」どのように考えるのだろうか。この点に関して、少し、立ち入ってみたい。

2 - (6) 自己保存欲求と自己利益の最大化

A. スミスは「人間の基本的性向」として「自己利益」「自己愛」を述べている。通常理解では、「自己の生命の維持・存続」が危機に瀕する場合には、「自己保存欲求」が強化され、通常よりもいっそう「自己利得の最大化」を各自が求めるはずと予想されるので、「自己の生命の維持・存続」が危機に瀕した場合

の身近な例をとって、これまで、「自己利益」「個人の存続のために個人はすべて行動する」と言われ、またそのように考えられてきたことを、ここで、もう一度立ち止まって検討してみたい。

上記のようなケースを、「特別なケース」「特殊ケース」として片づけることもできよう。しかし、この点に関しては、先に上げたカール・ポラニー（Karl Polanyi）がその著『大転換』で、深く立ち入って論じている⁽¹³⁾。K.ポラニーに従い、少し見てみよう。

K.ポラニーは、アダム・スミスの仮説、未開人でさえ利益の上がる仕事を好むという仮説の前提をなす19世紀の偏見を捨て去ることが必要として、その論述を始めている。「個人の経済的利益が何にもまして重要なものとされることはまれである」と指摘する。それは、「共同体自体が、すべての成員を飢えから守ってくれるものだからである」と述べ、さらに次のように続ける。「仮に大災害に襲われるとしても（傍線は原文にはない。筆者による）、それによって脅かされるのは、やはり個々の成員の利益ではなくて共同体全体の利益である。他方、社会的紐帯を維持することは決定的に重要である。なぜなら、第一に、広く認められた名誉あるいは寛容の規範を無視すれば、個人は共同体から切り離され、村八分となるからである。第二に、長期的に見ればあらゆる社会的な義務は互恵的なものであり、それを遵守することはまた成員相互のギブ・アンド・テイクに基づく利益にもっとも役立つからである。このような状況は、個人に対して、自分自身の意識から経済的な利己心を取り除くよう絶えざる圧力となって作用するにちがいない。その結果個々人は、多くの場合、自らの行為の意味をこのような利害の観点から理解することさえ不可能になるのである」と指摘している。「大災害への遭遇」も述べられている。

1995年1月17日の「阪神・淡路大震災」、2011年3月11日の「東日本大震災」]

で、文字通り、津波の渦中にあった人々だけでなく、少し離れた東京在住の人びとにも、「個人的利害」を離れ、圧倒的に多くの人々が「何かしなければ」という思いを強くさせたのであった。「何もしないことが、何か無力感」さえ感じさせたのであった。「義務感」でも「名誉心」からでもない。東京在住であれば、「村八分」とは全く無関係である。しかし、例えば「甲州街道沿い」の家で、新宿から、2011年3月11日の深夜、「交通機関の全面的ストップ」により、「徒歩帰宅」を余儀なくされている、全く未知の人びとに、「女性の方、トイレ貸します」と、玄関に電気をつけ張り紙をして、当日深夜まで起きていて、女性の帰宅者に自宅を供していたという事実も、何軒かあったのだ。これらの行為は良く指摘されるように、「名誉心」などからでもない。「あわれみ」「憐憫」などでもない。さらにK.ポラニーの指摘のように、「名誉・寛容の規範」あるいは「成員相互間でのギブ・アンド・テイク」にもとづく利益「ましてや「村八分」あるいは、歴史社会学的思考をする人たちから取り分け好まれる「日本人には、“市民意識”が無く、あるのは「世間」であり、“世間体”だけ」と揶揄嘲弄気味に指摘されるような、「極めて限定的な」「社会的義務」で「互惠的」な関係、あるいは「社会的条件」にあったのでもない。

企業という「組織体」でなく、「歌手」や「芸能人」などは「所属事務所」とは別に、「個人として」「ボランティア」や「チャリティ」で、被災地を巡り、「社会的安定」を再構築したことも確かであった。これらの「歌手・芸能人」たちが、「公の場で与えられる賞賛」という動機から、このような行動を行ったとすることは、断じて言うことはできない。確かにそのうちのごく一部の人には「公の場での賞賛」「目立ち」……そのように思った人も若干はいたかもしれないが……を意識した人もいたかもしれないが、そのほとんどの人びとは、まったくそのようなことを、いささかも意識してはいなかった。またこのように思われたり、見られたりすることへの気遣いの方がむしろ彼らを留めさせたのであった。彼らは「ただ、自分のできることは、このことだけにしたか

ない」ということだけを意識して、現地へ赴いて行ったのであった。もし本来「人はこのような賞賛の獲得」「村八分への恐れ」ましてや、「世間体」から、このような行為を行ったとするなら、あまりにも人間の行動や「動機」に「無知」で人を蔑にしていると言うことができるし、むしろ人を愚弄していると言ええる。「日本人は世間体で動く」という言説を主張している歴史社会学者に聞きたい。もし、彼らが「世間体からこのよう行動をした」と言われたら、彼らは当然、「そんな気持ちで行ったのではないと心から憤り」、そして「強く落胆」するであろう。この点で、近代の「自己利益」あるいは「開明的自己利益」などという、何らかの「自己利益」に関係させようとする言説や考え方よりは、「友愛共同」を説いている「アリストテレス」の言説の方が、はるかに人々の行動や動機の説明に相応しい。「個人」の「ボランティア」や「チャリティ」のような場合には、アリストテレスの言説のように、その動機は「友愛共同」とした方が、圧倒的に適した説明になるだろう。「称賛の獲得」「村八分への恐れ」「開明的自己利益」「世間体」など、これまで「識者たち」がどのように言い、権威づけたかとは別のことである。これまで長い間指摘されてきた「動機」を基礎にした行動ではない。

震災の渦中に入った人々が、細部ではいろいろあり、「自警団」もあり平穏無事ではなかった、若干の騒動が各地に見られたが、マスコミがそれを報道しなかったと言う人々もいる。しかし、騒動・人権侵害が「あった」(当人にとってはまことに卑劣で許せない行為であることは言うまでもない)にせよ、「東日本大震災」のその当日(2011年3月11日)は、「新月」から7日目の「上弦の月」で、月光はあったものの、被災地域は全面的停電で、「阪神淡路大震災」と異なり、「火災」は少なく「津波」の被害が甚大であったため、暗く極めて寒い日であった。こうした条件の中で、「自警団」程度で「治まる」「範囲」であったことの方が圧倒的に重要である。「東日本大震災の被災地域」が比較的

「共同体」の「紐帯が存在している」地域であったから、「平穏であった」ということもできよう。しかし「都市」であった「阪神・淡路大震災」の「被災地域」でも、日本では、「平穏であった」ということができよう。

これに比して他の国々における「大震災」では、「自警団」程度で「治まる」範囲にはなかった。2010年1月12日の「ハイチ」や1996年2月の「中国雲南省」、2008年5月12日の「四川省」におけるそれぞれの大震災時、2005年8月末に襲ったアメリカのニューオーリンズなどを含むハリケーン・カトリーナの被災地域では、「略奪」「暴行」などが横行し、「自警団」では到底防御は出来なかったのであった。同じような『大震災』に遭遇しながら、このような人々の「反応の差異」をどのように考えるのかということに関しては、「名著」『K. ポラニーの大転換』の説明では、明らかにならない。

また、自分自身の行動や心理状態を鑑みる時に「人間行動すべてが、自己利益のみ」に基づくのではないということが、だれの目にも明らかであった。ましてや、良く言われるように「村八分への恐れ・公の場で与えられる賞賛」また「世間体」などは、行動動機の納得できる説明にはなっていないように思われる。むしろ、全体としての「社会的安定」などという、より大きな社会環境の方が、「災害・危機」などの安全弁であるのであろう。

「自己の生命の維持・存続」が危機に瀕し、「自己保存欲求」が「生物体として強化される」ため、通常よりもいっそう「自己利得の最大化」を各自が求めるはずであると、近代の社会科学では一般的に想定されていたのであった。しかし、何回か、「1995年1月17日の阪神・淡路大震災」「2011年3月11日の東北大震災」……これ以外にも近年では「1984年9月の長野県西部地震」「2003年10月の十勝沖地震」「2004年10月の新潟中越地震」なども頻発している。決し

て望ましいことではないが頻発しているが……震災を経験した時に、1923年9月1日の「関東大震災」時とは異なり、その地域は「全体として社会的に安定」していたということができる。「大正期」と「平成期」では、何が社会的に異なっているのであろうか。

暴力を克服し、社会秩序を確保するための方策として、T. ホブズと A. スミスとの間には基本的な差異があると言われている。ホブズは、「震災時」のような「自己生命の危機」「自己保存欲求の最大限の強化」を絶対的に必要としている混乱の状態、「自然状態」における自己保存の危機からの脱却の根拠を、究極的には、人間集団にとって外在的な人為的システム、すなわち「政府」＝「共通権力」のもつ強制力への恐怖なくしては、相互不信は克服できないとするのに対して、A. スミスは、『道徳感情論』で、「人は社会に対して生まれながらの愛情を持ち、人類の結合がそれ自身のために維持されることを欲するものである」とし、社会における自生的秩序の存在を主張する。A. スミスは社会における自生的秩序の存在を信頼していた⁽¹⁴⁾という論点から、1923年の「大正期」における「関東大震災時」と「平成期」における「大震災時」対応の差異を説明することができよう。このような A. スミスの考え方にすれば、第二次世界大戦後、取り分け2000年前後の日本には、確かに、「社会における自生的秩序が存在」しているので、「社会的安定」が維持されたという結論を導くことができる。

「大震災時」において、日本人がこうした事態に比較的平穏であるという議論も成り立つだろう。また「日本人」に対して、「落し物」「他人が困っているような状況」を「社会実験として」「演出」して、「世界各地の人びと」との比較のための「社会実験」を行い、「日本人」が、「比較的他人に対する関心や援助が高い」という、「社会実験」などから、「日本人が社会文化的に平穏」だという結果を導き出すような議論もなされよう。もし、この「社会実験が科学的

に正確に実施され」「その実験結果」が「科学的に正しい」とするなら、日本における「関東大震災時」の「社会的騒乱」が、なぜ起きたのか、このような短い……関東大震災の1923年9月1日から1995年1月17日の阪神淡路大震災、2011年3月11日の東日本大震災の間の「72年間・あるいは88年間」の間に「日本人が社会文化的に大転換した」ということを、「社会文化的に証明」しなければならないだろう。もし、そうした事実が客観化されると、「人間行動は社会文化的条件に依存する」ということを、明らかにしたことになるだけでなく、人間を取り巻く「文化的要因……取り分け、文化的伝統」は、極めて「はかない……70年間程度の期間のもので……」ものであって、「比較的短期間に」「容易に変化する」ということを、傍証することになる。そのように「急変する文化的要因」を『伝統』と呼ぶべきではないということも、傍証できることになる。なぜなら、おおよそ『文化的伝統』とは、300年くらいの「成熟期間」を要するものを用語として意味しているからである。それとも、きわめて変化の激しい現代社会ではむしろ、「50年間」は「長期」とみるべきなのだろうか。

もし、「文化的諸要因が人間行動を規定する」ということになれば、A. スミスをはじめ、イギリスやアメリカで主張されるような『人は、おおよそ自己利益』のためにだけ動く、「自己保欲求」により、「人間は駆り立てられて行動する」という「生物学的な基礎を持つ一般的命題」は成立しなくなる。もし、この一般的命題を成立させようとするなら、その一般的命題、「自己保存欲求・自己利益最大化」が成立する「条件・範囲」を明示しなければならない。少なくとも、A. スミスのような「無条件の一般化」はできないだろう。

しかし、「社会における自生的秩序」形成の基礎、その根拠を「人びとの合理的計算」に求める時、我々は、近代社会における人間の合理性、「合的計算」を厳しく教え込まれていても、「合理的説明」として受け容れることはできな

い。

「市民社会における自己規制」について、A. スミスはその著、『道徳感情論』で、次のように述べている。「正義と人間の基礎である財産と生命の尊重は、社会的な動乱と混乱の荒れ狂う嵐で、無視されることさえある。」⁽¹⁵⁾さらにスミスはその時代の知的状況を色濃く反映して次のように述べる。「未開人、野蛮人には、生活の余裕が無く、仲間の同感を期待することもできないだけでなく、たえず敵とたたかわなければならぬのだから、敵から同感を期待できないことはもちろんである。逆にいえば、文明社会の見知らぬ人は、敵ではない。長期的打算を可能にするのは、文明社会が提供する物質的制度的な安定および余裕である。この安定と余裕をもった文明社会においては、世間の雑踏の中で、敵でも味方でもない見知らぬ人びととの不断のまじわり、立場の交換、したがって相互の同感が、可能になる。」⁽¹⁶⁾市民社会における世間的な人の自己規制について、「文明諸国民のあいだでは、人間愛にもとづく諸徳は、自己否定や情念規制にもとづく諸徳よりもよく成される。」⁽¹⁷⁾「古代人、野蛮人、近代諸国民の自己規制を比較してみると、近代諸国民の自己規制が、長い間に最大の快樂を得ようとする合理的計算であるのに対して、古代人のものはあきらめである。」⁽¹⁸⁾

A. スミスは、我々をふくめ、現代の社会人の「自己規制」は、「長期的に最大の快樂を得ようとする合理的計算」「長期的打算」に基礎をおいているとしているのである。「関東大震災」時には、「物質的制度的な安定および余裕」がなかった。これに対して「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」時には、そうした「安定と余裕」が社会に存在していたので、「日本では平穩」であったということになる。ただし、A. スミスが根拠としている「長期的打算」「最大快樂獲得のための合理的計算」と指摘されると、いくら知的巨人のA. スミスの言説であっても、首肯し兼ねる。被災者たちが、比較的平穩に過ごしたその根

拠を問われ、また時間をおいて、振り返って深く客観的に考え直してみても、「最大快樂獲得のための合理的計算」の結果であるという結論には至らないであろう。「合理的計算」の言説を主張する「合理主義者たち」であっても、本人たちが被災していれば、「合理的計算」で、「平穩にしていた」と、自分自身も納得しないであろう。もし、「合理主義者たちが、津波などの真ただ中で、奇跡的に助かった……自己保存欲求が危機に瀕し、自己利益の最大化をしなければならぬというような厳しい条件にいた……」と仮定しても、彼らは恐らく「最大快樂獲得のための合理的計算」から動かなかったとは主張しないだろう。一体、「最大快樂」とはどのようなものなのだろうか。「動いても無駄だ」と判断すること、すなわち「無駄」「まったく意味がない」と思うこと、それ自体が「最大快樂獲得」のための「合理的計算式」なのだろう。おそらく「合理主義者たち」は、このように主張するだろう。他方、「震災で、生命が危機に瀕し自己保存欲求が強く起動し」「一刻を争う自己利益の最大化のため」「震災などのように警察力・軍事力が一時的に機能せず、そのため社会的規律が維持されず、それらの人びとが特定化できないような状況においては、「暴動」を起こして「自分自身が生き抜くために」「他人の物を略奪すること」も「合理的計算」になる。一方では、「死の危機に瀕しても静かに」していても「合理的計算」であると説明すれば、その「説明」それ自体は、一体「意味のある説明の要件」なのだろうか。まさに「神のみ心のままに」という説明の方が、圧倒的な説明力を有することになる。A. スミスに従って、「正義と人間の基礎である財産と生命の尊重は、社会的な動乱と混乱の荒れ狂う嵐で、無視されることさえある」「文明社会の見知らぬ人は、敵ではない。長期的打算を可能にするのは、文明社会が提供する物質的制度的な安定および余裕である。この安定と余裕をもった文明社会においては、世間の雑踏の中で、敵でも味方でもない見知らぬ人びととの不断のまじわり、立場の交換、したがって相互の同感が、可能になる」「文明諸国民のあいだでは、人間愛にもとづく諸徳は、……よく

成される」。このように考えると、A. スミスの時代に戻り、現代では「人権に対する差別用語」として「社会的にタブー」になっている「未開人」「野蛮人」たちだけが、「社会的動乱と混乱の荒れ狂う嵐で」無視することがあるが、「平成の時代・21世紀の日本人たち」は「近代文明社会」の人たちなので、「社会的騒乱」が起きなかったという結論になる。しかし、約70年前の「関東大震災時」に騒乱を起こした「日本人たち」は、A. スミスの言葉にしたがえば、「未開人・野蛮人」であったということになる。「日露戦争」まで戦った「日本人が、70年程度前には未開人・野蛮人」であり、たかだか……長い歴史上では、まさにこうした形容詞が相応しい……「70～80年間」でA. スミスの言葉にしたがうと、まさに「文明開化」が行われ、日本人は「近代文明国の人びと」に列せられるようになったということを意味しているのである。ましてや、日本以外の諸国での「災害時」における騒乱は、「近代文明国の人びとではない」という、「現代社会」において「人間社会に対する差別的な見方」を導くことになる。A. スミスのように「近代文明人・未開人・野蛮人」というような言説にしたがうことはできない。むしろ、その「社会的条件の特定を明確化する」ことが肝要である。

社会的諸条件の特定化に移る前に、「自生的社会秩序」の基礎について、議論しなければならない。上記にA. スミスを引用し、次のように述べている。

「文明社会が提供する物質的制度的な安定および余裕をもった文明社会においては、世間の雑踏の中で、敵でも味方でもない見知らぬ人びととの不断のまじわり、立場の交換、したがって相互の同感が、可能になる。」⁽¹⁶⁾市民社会における世間的な人の自己規制について、「文明諸国民のあいだでは、人間愛にもとづく諸徳は、自己否定や情念規制にもとづく諸徳よりもよく成される。」⁽¹⁷⁾「古代人、野蛮人、近代諸国民の自己規制を比較してみると、近代諸国民の自己規制が、長い間に最大の快樂を得ようとする合理的計算であるのに対して、

古代人のものはあきらめである。』⁽¹⁸⁾

A. スミスは、近代諸国民の自己規制が、「長い間における最大の快樂の獲得のための合理的計算である」としているが、A. スミス自身の言説から、「最大快樂の獲得のための合理的計算」の基礎は、「文明社会における相互の同感」「人間愛にもとづく諸徳」に依拠していることが、前提にされている。「相互の同感」「人間愛にもとづく諸徳」……この「諸徳」がいかなるものであるのかは明示されていない……が前提として存在してはじめて、「合理的計算」も可能になるのである。そのため本稿の「2-(4) 社会編成原理としての「分業」成立の諸条件と多様性の重要性」の部分で指摘した通り、「分業」社会編成の基本的条件として、人間の本性である「交換性向」以外に、(1) 資材の蓄積と(2) 暴力からの排除を、A. スミスは指摘している。(1) 資材の蓄積(2) 「暴力からの排除」は、これ自体としては、まったく当然の事態であり、敢えて指摘するための意味を持たないかのように思われる。A. スミスが「交換性向」に加え「合理的計算」を、近代諸国民の「自己規制」に据えているが、この「自己規制」が、「自己規制」として成立するためには、このA. スミスの「相互の同感」「人間愛にもとづく諸徳」が、その前提条件として存在していなければならない。「合理的計算」に基づき「交換性向」により、「交換」しようとしても、相手がいつ「暴力」によって、あるいは「権力」「政治力」「軍事力」によって、自己の生命財産が奪われるのかわからない状況では、「資材の蓄積」も起りえないからである。またこのような状況では、「合理的計算」も意味を持たない。おおよそ、人間社会で「交換」を社会的に安定的に成立させるには、「交換」が社会の「常態」として……「ものとモノ」「ものとカネ」「労働とカネ」(奴隷状態は「労働とカネ」の「交換」ではなく、「労働の略奪」である)であっても……「交換」が社会的に広がるには、「交換」を相互に成立させるための「相互信頼」が存在しなければ、「交換」それ自体は、成立しない。もし、社会的に相互信頼が存在しなければ、そこにあるのは、「権力」「暴力」を背景にし

た「略奪」あるいは「自己生命の維持・存続のための特別の供与・貢物や供出物」でしかない。そのため、人類史上、戦乱の時代、地球物理的危機の到来の事態で、「相互信頼」が一切消滅してしまえば、「交換」は成立しない。一般的に「平和」が訪れてはじめて、社会的な「常態」としての「交換」が社会的に展開されることになると言われている。T. ホブブスは、共通権力への恐怖により、人間の外面に社会秩序がやっと維持されている状態が、想定されている。このような「外面的な恐怖」からの社会秩序では、「交換」や「合理的計算」ましてや、「相互信頼」などは、その社会の基底に生じてこない。通常、「平和」が訪れてはじめて交換が社会的に展開されるという意味におけるこの「平和」は、単に「戦争状態・交戦状態」が存在しないということではない。「社会的な相互信頼」が……その程度の差はどうであれ……成立していることを指しているのである。近代社会の「交換」で一番難しいのは、「交換を成立させる相互状態」の「公正さ」である。確かに「交換」が「社会的に成立」していても、圧倒的な資金や政治力の格差、情報の格差、知識技能の格差など、その根拠と理由はさておき、交換する当事者間における諸条件の「公正さ」こそが、本来の意味における近代社会の交換の基礎である。こうした公正さをもととなった当事者間における相互信頼の存在が、「近代社会における交換」……「分業」の基層である。現実には、「交換」は日常的に行われている。現在では、地球規模での交換、BPO ビジネス、あるいは途上国の開発などという名目で、「交換」「分業」が進展している。「公正さ」が、交換相互の当事者間でどの程度諸条件が「公正に維持」されているのかを注目する人びとは、「フェア・トレード」という名称の「交換形態」を行っている。

現代社会の中では、近代資本主義とは、カネを媒介に、モノ・情報・サービスが「常態」として「交換」されていれば、「近代資本主義社会」として想定され、この条件の中での「合理的計算」により、「最大利益」「自己利益の獲得」が行われることが、市場活動・経済活動・経営活動だとみなされている。確か

に「交換当事者間における諸条件の公正さの確保」などを持ち出せば、ほとんど現実の諸制度の実証的分析は不可能になってしまう。そのためこうした「分業の基層」「社会的相互信頼の成立」などの、その基礎に立ち返ることはほとんど見られない。ごくまれに「フェア・トレード」などという名称の「交換」が、細々となされているに過ぎない。「フェア・トレード」がなぜ、ヨーロッパで想起され実行されるのかは、この「分業の基層」まで遡らなければ、その意義を理解することはできない。あるいはまた、2010年11月に発効した、「ISO26000」の「社会的責任」の基準で「ステークホルダーの利害の尊重」という項目が設定され、「人権に関する課題」の中で、「加担の回避」という社会的責任を規定している。「加担」とは、違法行為または不作為を支援し、唆す（そそのかす）という概念に関連する。「加担」の法的概念は、違法行為と知りながら、または違法行為を幫助（ほうじょ・手助けをすること）し、その違法行為に実質的な影響を及ぼす行為・または不作為【不作為とは、何もしないことではなく、「期待された行為をしない」ことをさす。行為とは、「意思に基づく身体の動静」をさす】の一端を担うことを指す。これは、先進諸国の企業が、途上国で「人権侵害すれすれの行為」をしつつ、現地労働者を雇用し労働させ、その生産物を市場に販売する行為を指している。これは、紛争地域で「警備員」を雇用して、現地人の弾圧などを行いつつ操業して、企業の経営活動をしたりする状態を指している。また、これとは別の有名なケースでは、「ナイキ」が「エアシューズ」の生産過程で、途上国の企業に生産委託をして生産したが、ナイキ社の自体の指示でなく、委託先の企業が「労働コスト」から「児童労働」をさせていたことが、人権監視のNPOから指摘され、それが世界的に放映され、問題となり、「世界的な不買運動」を引き起こしたというケースが、「加担」に相当するという企業活動をさしている。委託先の企業では、その途上国の社会的背景の中においては、先進国と異なり、「児童労働はそれほど大きな問題でない」ので実施していたのであったが、「ナイキ」は、その委託先までその生

産実態の十分な情報を持たずして委託していたことが、「人権侵害に加担」していると告発されたのであった。

このケースに立ち戻ってみると、「現地での雇用」は「契約」に基づき、自由な立場での「契約通り実施」されているので、何ら不当ではないことになるが、それは、先進国企業と現地の情勢を反映し、そこには圧倒的な「格差」が存在して、その格差のもとでの「自由契約」がなされたとしても、そこには「実質的な意味における契約」がなされてはいないだけでなく、「人権侵害に加担した」という判断に立つからである。「社会における相互信頼」の存在とは、グローバリゼーションの中での経済システムにおいては、その実現が極めて微妙であることを示唆しているのである。

このような事態まで考慮していたら、現代における経済活動は難しいという理由で、こうした条件は無視され、「契約」それ自体が存在し、「交換」が形態として存在し、カネを基軸にしてモノ・情報が「自由に交換」されていることが、現代の経済活動として理解されている。また、経済制度をふくむ企業の実証研究では、こうした事実、それ自体が存在しているのも、こうした事実を分析し研究すること自体には、それ自身「人権侵害に加担」したことにはならないと論ずることもできよう。しかし、「分業の基層」まで、その基礎に立ち戻ってみると、現代社会の中には、やはりその「基層」を問われることがあるということは、こうした検討が無意味ではないということを示唆するものであろう。

2 - (7) 「大震災」時における企業行動

「企業」という「組織行動」と「個人」行動では、異なるということも可能であろう。この点に関しても検討しておきたい。

2011年3月11日の「東日本大震災」においては、日本そして世界各地から直ちに寄せられた迅速で多くの厚意が寄せられた。「企業」は、1995年1月17日

の阪神・淡路大震災時、そして「東日本大震災」時の日本企業の利害を超えた行動、例えば道路不通のため、ヘリコプターによる物流の確保により、直ちに「通常価格」でコンビニの営業を開始して、住民を落ち着かせその生活を安定させた。1995年1月17日の「阪神・淡路大震災」時に「日清食品」は給湯設備のある特別車輛を整えて、「インスタント・ラーメン」を配布したのであった。2011年3月11日の「東日本大震災」時には、「コマツ」はガソリンを満タンにしてブルドーザーを寄附して、津波に起因するガレキ処理をすすめた。その他従業員のボランティア休暇を会社が認めた点なども、「企業の社会的責任」という「経営学」では1960年代以降取り上げられてきた概念が、現実に日本で見聞きできたのであった。「コンビニ」の早期開業は、震災後の道路状況、その他「インフラ」の破壊状況を考慮すれば、「経済的には採算が合わない」状態での開業であった。

また、「東日本大震災」で、「ヤマト」運輸では、地域の約6%の拠点が破壊し、車輛も100台近くが使えなくなった。会社としては、従業員の安否確認がせいぜいのところであった。この事態に自らも被災者である社員が、被災地域の避難所に集まった救援物資の輸送に、会社からの命令ではなく、自発的に取り組んだのであった。また被災地域への荷物配達は、「ヤマト」の営業所までとの条件で震災後、10日目に再開したが、被災者たちの多くは車も流され、営業所には取りに来ることができない。また連絡も取り難い状況であった。しかし、配達員たちは避難先を探しだして、荷物を何とか届けたのであった。さらに「ヤマト」は、宅急便の個数（前年度は13億個）に応じて、被災地へ1個につき、10円を寄付したのであった。10円だとそれほど大きな金額ではないように見えるが、年間純利益の4割になるのである。宅急便を育ててくれた東北地方への恩返しということでもあるが、すべての輸送会社が、こうしたことをしたのではない。

岩手県の菓子店「さいとう製菓」は、自社の主力商品「かもめの玉子」の在

庫すべてを、盛岡市や仙台市に出荷した商品まで回収して、25万個を3回に分けて、大船渡60か所、陸前高田は51か所に、保冷車とライトバンで、避難所にすべて届けて、被災者たちを力づけたのであった。この会社のうちの57人の社員の自宅が全半壊し、11人が家族26人を亡くした中で、43人に一時解雇をおこなわざるを得ない状況にあったなかでの行動であった。

これらのケースは、すべて「個人消費者・ユーザー (B to C)」がいるので、最終的には「自己利益」につながるという議論がなされる可能性もあるだろう。そしてさらにまた、これが「日本人と日本企業の関係＝同国人と同国企業」だから「特殊例」で、また「自己利益」あるいは「開明的自己利益」を固く信じている人々は、「イメージ形成」「イメージ劣化」の防止で、結局は「自己利益」の増進だと反論も可能であろう。この点は以前にも述べたが⁽¹⁹⁾、どの程度その事実を知っていて、当該企業への「良好なイメージ形成」に貢献したのであろうか。最終消費財の企業であれば、「良好なイメージ形成」を主張すると、いかにも「合理的」な根拠のあるもののように思われる。

しかし、2005年4月25日のJR 福知山線の尼崎脱線事故の際、沿線の「日本スピンドル製造会社」の工場が、操業直ちに全面停止し、必要な機材を持ち寄り、現場から死傷者を救出し、隣接の「尼崎中央卸売市場」の人びとは氷やタオルを持ち寄り、運送会社がその車輜で「けが人」を病院に運び込んだ救助活動は、その当時であっても僅かに知られている程度であり、現在に至れば、近隣の人びとですらほとんどの人たちは、こうした事実すら全く知らないのである。どうして、これが「良好なイメージ形成」に貢献したと言えるのであろうか。また「良好な社会的イメージ形成に貢献した」、またJR 福知山線の「近隣の当該組織」が「小規模で地域性」を強く有している組織であるので、その「地域」での「評判」「世間体」を気にしていたと、無理にでも主張したとしても、「日本スピンドル製造会社」が、この事実には、この事実を「良好な社会的イメージ形成」を生み出し、どれだけの「受注・売上」を増進させ、「自己の経済的利

益を増加」させたのであろうか。また、「尼崎中央卸売市場」での取引が、この事実により、どれほどの「取引増加」をもたらしたのであろうか。さらにまたこれら会社の「就職市場」「労働市場」での人気にどれほど貢献して、良き人材がこれらの組織で、どれほど雇用可能になったのであろうか。「論理的・因果関係」はいかにも成立しそうに見えるが、それを発現させる事実はない。「良好な社会的イメージ形成」の根拠は、それは「法廷での弁論のための法律上の合理的説明」としては、「法的合理性のある説得力」を持つことは確かであるが、「因果関係」ではない。むしろ「企業市民活動／コーポレート・シチズンシップ」として理解されるべき活動である。

このような事態における「企業活動」は、「大震災」の「当事者ではない」という点から、企業経営に大きなダメージを与えられ、場合によっては企業の存続それ自体を危機に貶める「補償」などの巨大な追加支出はないので、企業も「企業市民活動／コーポレート・シチズンシップ」が可能になったという立論も可能である。

しかし、同じ「大震災」という事態に直面した時、「当事者ではない」すべての企業が同じ行動をしたのではなかった。2011年3月11日の震災発生は午後2時46分であった。その直後から、電車などの交通機関が全面的にストップして、東京近隣で「会社から自宅までの徒歩帰宅」を余儀なくされた時、24時間営業の「マクドナルド」は、お客様の安全の観点からの「社内規定があり」その規定にしたがい、早々とシャッターを下ろしてしまい、徒歩帰宅者たちの食事の提供や途中でのトイレなども一切できなくなってしまったのである。これに対し、「コンビニ」は、「通常営業」を継続し、帰宅途中の水や食料、トイレの利用なども提供していたのであった。この行動の差が「日本の会社」、「外資系の企業」の差によるものではない。「コンビニ」は普段から、24時間営業で、「近隣」から「騒音」さらには「電力などエネルギーの浪費」など、さまざまな強い批判を受けていた。これに対して「コンビニ」は、「地域消費者への必

需品の供給基地」「地域の安全性のためのポイント」などという理由で、「24時間営業」を継続していた。これに対して、24時間営業の「外資系ハンバーグ・チェーン店」に対しては「コンビニ」のような批判も少なく、社会的に「矢面に立つ」ことはなかった。日本のコンビニは、社会的批判の中で、自らの「社会性」を意識していたので、このような「企業行動」になったのである。

「震災時の企業行動」は、「全体としての社会的安定」を再構築させていると見るべきである。もし、K. ポラニーの言葉を借りるなら、「共同体全体の利益」の維持であろう。JR 福知山線の尼崎脱線事故における「日本スピンドル製造会社」や「尼崎中央卸売市場」のような「その地域」での企業であれば、「その地域における共同体の利益」という根拠を上げ、これに拠るということに、その行動動機を求めることができよう。しかし、「コマツ」やその他のグローバルとも言うべき企業の場合の震災のためのボランティア休暇の承認なども、地域の会社と同じ基盤に立っているとは言い難い。「コマツ」の「東日本大震災」の場合の行動は、「日本の企業」だからという、その発祥地、地元「利益」ということも可能であろう。しかし、「住友化学」のアフリカにおける「オリセネット」という、「蚊帳」の供給などは、「日本から遠く離れた地域」での活動であり、この「オリセネット」という「蚊帳」は無償ではないが、「マラリア」からの防御に大きな寄与をしていることは確かである。しかし、「住友化学」のこうした企業活動自体が、「住友化学」としての全体の企業業績にどの程度寄与しているのかということ、現在の財務諸表、その他会計資料や投資収益の財務資料などから、必ずしも明確に計算されつくしていない。ミクロ経済学や現在では複雑なファイナンス理論にあっても、「企業行動の一挙一投足」のすべてを、細部に至るまで、精細に計量化して明示していない。取り分け、「グローバル企業の企業行動」に関する具体的・詳細な財務的計量化が、その企業内部にあっても、可能ではない。

A. スミスは、政府への信頼なくして商業・製造業は繁栄しないと述べている⁽²⁰⁾。こうした「グローバル企業」であっても、同じように「共同体の全体の利益」という根拠で、こうした活動を語るのであろうか。「共同体の全体の利益」とは、いかなる「共同体全体」なのであろうか。また、「世界政府」は成立していないが、例えば「ナイキのエアシューズ」の委託製造先が、ナイキ社の、「バリューチェーン上」にあることは確かである。その「チェーンの距離」が「間接的委託」というように、遠く離れているため「間接的製造委託先」を全く関知していない途上国の企業での「児童労働」が明らかになった。これが、「人権団体」からの告発で、アメリカはもとより、世界各地に直ちに「情報共有」され、その製品販売は、「入荷待ち」というほど極めて「人気のあった商品」であったにもかかわらず、「不買運動」が発生してしまった。こうした事態を「グローバル社会」における「グローバル企業」の現代では、当然生起することが予想される。そうした事態を鑑み、ISO26000というISOのSR（社会的責任 Social Responsibility…企業以外の諸組織をも含む社会的責任）の中で、「人権の課題」に「加担の回避」が上げられている。「人権侵害」に対しての「暗黙の加担」の排除まで、企業をふくむすべての組織に能動的行動が求められている時代になっている⁽²¹⁾。「グローバルな情報共有」とそれに伴う「グローバルな監視とその意識」の強化により、グローバル企業も「グローバル社会における自生的秩序の存在」を強く自覚しはじめている。

しかし、「東京電力福島第一原子力発電所」、いわゆる「福島原発」の事故発生から、その後の「東京電力」の対応に関しては、あまりにも「無責任だ」との批判も強い。東京電力という企業の「行動と責任」については、「経営哲学と責任」というタイトルで、別に稿を改め議論する必要がある。

2-(8) 自己生命の維持・保存の危機と社会的安定

しかし、このような「特殊事例」を別にしても「フェア・トレード」などが「市場」の中で現実に機能していることも現代では広く知られている⁽²²⁾。このような活動や事実を「拡張された自己利益」「開明的自己利益」などという概念まで持ち出し、「自己利益」を強調しようとする議論もあるが、むしろ「ミスリードする概念」である。

A. スミスの『国富論』の、社会における自己利益からの行動動機や自愛心による社会における人間の行動については、かなり限定して理解されなければならない。この部分は文化人類学の対象になっていた「未開社会」が「グローバル化」のもとで希薄化している現代においても、強い限定を付することが必要である。「一般化して議論するなら」人間行動で「善」の構成要素として「友愛共同」まで取り上げたアリストテレスの方がむしろ相応しい⁽²³⁾。また、水田洋はA. スミスの『道徳感情論』を引きつつ、次のように述べる。「富裕で有力な人々をほめたたえる性向は、我々の道徳感情を腐敗させる最大でもっとも普遍的な原因である。下に向けられた同感、同情またはあわれみとよべるもので、道徳感情の腐敗の原因である。等質的で平等な立場の市民たちの間、すなわち、すべての自利的メンバーは等質であるから、想像上の交換によって、容易に相互に同感できるのである。平等の立場の市民たちは水平的な同感でしかないのである。」⁽²⁴⁾水田洋の指摘するように、平等な立場での市民同士の「同感」は、自利的メンバー間であれば、確かにほめるべき「尊敬」でもなければ、「あわれみ」でもなく、水平的関係における「同感」であることは確かである。しかし、「平等な立場」での「同感」を喚起させる、「その動機」は、「自利的動機」、あるいは「自利的メンバー間」でなければ、「平等な立場での同感」は生まれてこないのであろうか。「大震災時」における人びとの自発的・同感的行為は「自利的動機」により生じたのではない。むしろ、アリストテレスが指摘している如く、「共同友愛」に、その基礎をおいているとした

方が、「個人」および「企業や組織」までをふくめてみた時、圧倒的に説得力があるだろう。「自己利益・自利」が現代の社会科学では強調されている。「自利」の対概念とし「利他」が上げられることがある。「自利」と対比される「利他」は、「個人」「自己」の存在が希薄化するため、分析単位を「個」に求める現代の科学ではほとんど顧みられることはない。しかし、「自利」だけでなく、「共同友愛」という、古くからその存在が指摘されている基礎的概念をもう一度見直し、社会科学の基礎概念に組み込む必要がある。そのためには、理論体系の基礎に存在している「個体主義」「個人主義」的哲学を再検討する必要がある。近代社会では、「分析」、すなわち「個体へとその単位」を無限にすすめ、物理学でも「分子」「原子」「粒子」「量子」へとその分析単位が微小化されることが、「科学的深化・進化」をもたらした。「生物学の遺伝子研究」でも、「自己の持続」の観点からの理論化が展開されている。まさに「分化」が近代社会の基礎であることは確かである。このような「個体」の概念を巡って理論化が進められてきたので、「共同友愛」は、確かに、ほとんど意味を持たないかのように思われる。しかし、この小論で導いたように「自生的社会秩序」の存在を社会の基礎的概念として想定すると、「自己利益」「自利」とは別の「共同友愛」という原理・基礎的概念・人間の動機に至りつくことになる。

「共同友愛」を議論し、この動機やその社会的な在り方、存在を求めることは、「全体主義」「個の否定」を導くことではない。「共同友愛」は、「個の否定」「全体主義」からは決して導かれる概念や考え方、哲学ではない。また「開明的自己利益」「啓蒙的自己利益」と「形容詞」を付していても、それはあくまでも「自己利益」の変形・変容である。あくまでも「自己利益」ではなく、ここで述べているのは「共同友愛」である。

大変な回り道をしたが、アダム・スミスの「国富論」の中での説明、すなわち「個人行動はすべて自己利益」に基づくのだとする「個人の行動動機」が「自

己利益最大化」に基づくという論説は、より限定されて理解されるべきであることが明らかになった。

2 - (9) 社会編成原理としての分業と自生的秩序

現代社会における「分業」および「社会編成の原理」は、アダム・スミスの『国富論』の導入部分の説明の通りである。ここから「分業」の前提になる「交換」の動機がすべて、「個人利得の最大化」だとする「行動動機」に関する論説の妥当性が、極めて限定的であり、「個人利得の最大化」の動機が、「個人行動の一般的・普遍的動機ではない」ということを明らかにしたのであった。

「個人利得の最大化」の動機を、取り分け「分業」の基礎から解放するだけでなく、その基層に「相互信頼」が存在してはじめて、「分業」が「社会編成の原理」になるということを明らかにすることが本稿の目的であった。

「分業」を扱い、そのための「交換」という「行動動機」を「一般化して」扱った経済学の議論が、A. スミスの『国富論』である。『国富論』という書名から当然「経済学」の著書であり、おおよそ人間の行動動機が、「自己利益」であると言っても、人間行動の「すべての側面」でなく、人間行動のうち、取り分け「市場活動」「経済活動」に関わる側面に「限定して」A. スミスは議論しているのではないかと、通常考えられる。A. スミスが道徳哲学を深く研究し、その面でも成果を上げた学者だということを知ると、このように考えるのが基本的には正しいだろう。通常の議論であれば、『国富論』の議論は、いろいろ問題はあっても、人間行動のうちの「市場活動」, 「経済活動」にかかわる側面に限定して、A. スミスが説いていると限定して、「自己利益」の動機を理解することが一般的な理解というものであろう。

しかし、A. スミスは、その著『国富論』第5編第1章第3項で「あらゆる年齢の人びとの教化のための施設の経費」というところで、宗教上の教化を扱

い、そのあり方や費用まで扱って論じている。ヨーロッパでの議論なので、ヨーロッパのキリスト教会の在り方が歴史的経緯を示しつつ、さまざまな角度から取り上げて議論している。その中で A. スミスは次のように述べている。「ローマ教会では、下級聖職者の勤勉と熱意は、利己心 (self-interest) という強力な動機によって、どのプロテスタント国教の教会よりも、活力を保っている。教区の聖職者は、その多くが生活費の大きな部分を、国民の自発的な寄進から得ており、この収入源は、懺悔 (ごんげ) によって改良される機会が多い」(『国富論』第5編第1章第3項水田洋監訳4巻 pp.63-64)。カトリック教会では、個人がキリスト教の戒律に背いたとき、例えば「嫉妬」した時や「人を貶めようと思ったり、そうした行為を行った」場合には、自らが所属する教会に出向き、聖職者のその旨を告白し、聖職者と共に神にその赦しを乞い、そのためのお祈りを共にしてもらい、神からの戒告を謹んで聞くことにより、その「罪」を赦してもらおう。その時に、信者はその教会と聖職者に「献金」をするのである。A. スミスは、カトリック教会で信徒に「懺悔」を進めるのは、「教会やその聖職者」が「自らの収入」……「献金」を得るために、「熱心に」「懺悔」という宗教的教義を説き、勧めていると述べているのである。A. スミスによれば、熱心に「神に仕えるのも」すべて「その聖職者」の「自己利益」……「所得の増加」を狙った行為であると説いている。

この議論の真偽はさておき、我々が今、見るべきは、製造業者や商人たちの「経済活動」に限定されていないという点である。「キリスト教」という「教会・宗教活動」も「他の経済活動」と同様に、その行為にかかわっていれば、「自己利益の獲得」のために行われているという点である。『国富論』は、「すべての社会活動」を、「人間の行為は、おおよそ、自己利益のために行われている」ということを述べている。「自己利益」「自利」「経済活動」とはまったく異なった次元の、「神に仕える」行為までも含まれている。したがって、「人間行動のうち」、「市場活動」「経済活動」の側面に限定して「自己利益」「自利」が語ら

れているのではない。「経済活動」あるいは、「経営活動」……これを商業・工業だけでなく農業にまで敷衍しても良いが……であれば、「自己利益」のために、行為が行われると断定しても問題は無い。A. スミスはその著『国富論』で、「神に仕える行為」が、「自己利益の増進」と述べているのである。おおよそ、「神に仕える行為」までが、「自己利益の増進」のためだと、A. スミスが指摘しているのである。彼は一般的に人間は「自己利益のために」行動するという普遍的命題を説いているのである。

その後のほとんどの社会科学上の議論は、すべてこのアダム・スミスの「国富論」の議論を背景にしているので、本稿で検討したのであった。「分業」取り分け「技術的分業」それ自体の議論や展開は、経営学では、「生産管理」で主に扱われ、「生産の効率化」として議論されてきたのであった。

「分業」を社会的に成立させる基礎となる動機は、一般的には「利得の最大化」と理解されることが多い。またこれ以外の基準が持ち出され、検討されたことはない。「分業」がそれ自体社会的に意味を持つには、確かにアダム・スミスの言う通り、「交換」がその前提条件・基礎にあることは正しい。「分業」が社会的に意味を持つ行為になるには、「交換」が存在しなければ、「分業」それ自体が意味のない行為になるからだ。「分業」を社会的に広げ、それを社会的に意味のある行為にするための「交換」のその動機が「個人利得の最大化」に、直結することには大きな問題があることを指摘したかった。「交換」が「社会的に交換」として広がるためには、「社会的相互信頼」が前提として存在し、その前提・基礎においてのみ、「交換」が社会的に繰り広げられるのである。この点を見てみよう。

「交換」それ自体が「社会的に広がりを持ち展開される」には、アダム・スミスの仮定しているように、「個人利得の最大化」ではないことを明らかにした。「個人利得の最大化」はむしろ「その結果」であり、「社会における相互信

頼」の存在こそが「交換」の前提条件であり、この前提条件に依拠してはじめて、「自己利益」という「合理的計算」が可能になることを明らかにしたのであった。

また、逸脱したように見えるが、「極めて特殊な事例」とも言うべき「大震災時の行動」まで、議論を広げてみた。それは、「大震災時」のような「個人の生命の維持・存続」が「危機に瀕するとき」には、アダム・スミスをはじめ、多くの著名な研究者・識者が前提とする「自己の生命の維持・存続」のため、いっそう「自己愛」・「自己利益」の動機が強化され、「略奪」をはじめ、さまざまな「社会的騒乱などが惹起される」はずだと、一般的に想定され、長い間こうした前提を置いて議論を進めているからである。

何回か「大震災」を近年経験したが、日本では「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」時において、社会秩序の維持機構が「麻痺に陥ってしまった時」でさえ、「自己利得」「自己生命の維持・保存欲求」のおもむくままに、「略奪」などの「社会的騒乱状態」には陥らなかったことが明らかになった。同じ「日本」で1923年に経験した「関東大震災」時には、「風評」などが横行し、社会的な騒乱が確かにあった。「日本人」だから「震災慣れして」「平穏だ」ということにはならない。日本以外の近年の「大震災」、あるいは「最大級の自然災害」の「被災地域」では、「略奪」などの「自己生命の維持・保存欲求」がそのまま「発露」したことも明らかであった。

この差異をいかに考えるのかということも、本稿であわせて検討したのであった。日本では、「社会における自生的秩序」が存在していたので、比較的全体として、「平静」「平穏」であったと思われる。「その他の地域」の「大震災」「最大級の自然災害」の「被災地域」では、むしろ日ごろから「社会的不安」「社会的課題」が山積していて、「震災」「最大級の自然災害」が、その鬱積に「火をつけた」状態になり、そこで略奪などの「騒乱状態」に陥ったと見るべきであろう。このようなことも、明らかになった。

フランク・ナイトは次のように述べている。少し長いが引用して検討してみよう。「人間生活固有の特質は、知的であると同時に社会的であることにあり、しかもこの二つの特徴は不可分に結びついている。それは知的に社会的な営みであり、社会的に知的な営みである。人間は本能的に社会的である」が、「人々を結合へと駆り立てる衝動はかなりあいまいなものであり、しかも一貫性に欠けている。」「人間社会は、大部分「法」の制定と施行を遂行しなければならない。」しかし「実際には、両方とも極めて不完全にしかおこなわれていない!」「それは不道德な悪行や犯罪行為、対立や無秩序で満ち溢れており、十分な批判的知力をもつシロアリの目には、人間社会は耐え難いほどの無法地帯であると映るに違いなかるう。人間は社会的な存在である。だが、その社会性は、動物社会を構成する「個々の構成員」とはまったく異なる意味での個性と固く結びついている。動物社会の構成員は、民主主義体制における市民あるいは専制政治下における臣民の立場よりも、むしろ有機体における細胞に近い立場にあるのだ。」

確かに、F. ナイトが的確に指摘している通りである。人間社会は知的で社会的であり、法を制定しそれを施行するが、極めて不完全であることは言うまでもない。しかし、蜂や蟻、あるいはシロアリなどが仮に、「批判的知力」をもって人間社会を観察してみたら、まさに「無法地帯」であると強く批判するだろう。ユーモアのある喩えであるが、この点は正しい。だからこそ、F. ナイトはすぐに続けて次のように述べている。

「他方で、人間が知的に社会的であるのは、ある限られた範囲においてのことであることも、劣らず重要である。それは、慣習、伝統ないし制度に関わる問題なのだ。」「それは、社会の中で伝承されたり、無意識的な模倣を通じて獲得されたりするものであって、成熟した個人によるそれへの順応が「習慣」の内容である。社会生活が慣習や制度に関わる事柄である限り、それはなお「機

械的」である。昆虫社会のように、自由とも強制とも関わりを持たない。それは、人間が自分たちの制度を批判的に眺め、その修正や維持をめぐって熟慮を重ね、選択し、行動を起こすようになってはじめて、人間的なものになるのである。」⁽²⁵⁾

「大震災時の被災地域」「最大級の自然災害の被災地域」における「平穩」な状態の維持は、「熟慮を重ね、選択し、行動を起こして」形成された「自生的秩序」がその存在基盤にあったと言える。こうして人間は、自らの生命の危機、自己生命の維持・保存の危機に直面した時でも、「生命の維持・保存欲求」は、それ自体として発動して、それぞれの個人が被災しないように最大の努力を喚起する。

しかし、「自己生命の維持・保存が危機に瀕した」時、人間の本能が、「危機にそのまま反射して」全面的に社会的行動を喚起するのではない。「人間の性向」がそのまま、発露して社会行動を全面的に繰り広げるのではない。だから、社会的騒乱・略奪の横行などは、「日本」では、生起しなかったのである。

一方で「社会的騒乱・略奪の横行」が実際に起こること、またごく近い時点でも実際に起こったことも確かである。これを切り分ける基線・境界線は、「人間に備わった本能・基本的な性向」の在り方ではなく、「社会制度」であるといえることができる。この意味において「人間の本能・性向」は「社会制度」に依存しているのである。「社会的制度」はF. ナイトの指摘するように、「慣習」「順応」で見た目には「機械的」である。社会制度が熟慮・選択を繰り返す、意識して修正・維持する場合には、「人間的なもの」……生物体の本能の発動から遠いもの……になると考えることができる。

「社会における自生的秩序の存在の基礎」に関してはあまり議論されていない。また近年の日本の大震災時の社会的安定性に関する経済・社会に関する議論があちこちで議論されたのをみしていない。「政治家たちの力の無さ」「政治家の無責任」「企業の無責任」などの議論はなされていても、きわめて表層的で

ある。

基本的には、「社会的な所得格差の少なさ」「失業率の低さ」「教育期間の長さや教育の状態・質」「社会階層の長期的固定化の少なさ」これまでの災害時の反応の在り方までをもふくむ、「日ごろの災害へ心構えや対応への準備」など、その「社会制度」の維持・修正のための「熟慮・選択」を繰り返し、その社会に「自生的秩序を形成」させるための、さまざまな要因が上げられる。今後日本で、上記の諸要因が崩れ去れば、「自生的秩序」が崩れ、騒乱・略奪、無秩序が横行する社会になるだろう。この点は、次の「分業の問題」のところで、再び指摘したい。

「分業」が、社会的に広範に確立するには、「自生的社会秩序」がその基底に存在していなければならない。まず、第一に「分業」が成立するには、「自らの全く関知しないところで、他人が生産したモノを「常態」として「消費」するという実態が無ければ、「分業」としては、社会的に成立しない。これは次のことを意味している。たとえある社会で見知らぬ他人のつくったモノを「消費」していても、それが祭礼や儀式、その他社会的な特殊の意味をこめて「消費」していれば、それは近代社会の「分業」の形態ではない。「常態」として「分業」がなされても、他人のつくった「モノ」が、「信頼」できなければ、たとえ「交換」により入手しても、それが「安心できるモノ」であるかを「自らで」確かめなければならないことになる。その「モノ」を自らが確かめるとすれば、きわめて不自由な社会になる。「交換」……現代では「カネ」を媒介にして「購入」という行為になるが……しても、その「交換」された「モノ」の「安全」を一回ごとに自らが確認するようになれば、むしろ「自らが」「モノ」を造った方が、確かに「テマ・ヒマ」がかかり、きわめて「煩雑で」あることは限らないが、「安心」できることになる。1回ごとに「身の危険」を冒して、「他人のつくったモノ」を消費することは、「社会的な展開」にはならない。1回目

に「安心」できたとしても、2回目、3回目にそのモノが、1回目と同一の水準の質の「安心できるモノ」が提供されていることが、「確認されない限り」、「交換」が「社会的に展開」されることはない。例えば、日本において第2次世界大戦後の1945年から1950年までにかけては、「お酒」が入手困難であった。そのため「工業用のアルコール」を「焼酎」と称して「飲ませて」いたところがあった。その結果「視神経麻痺」になり「失明」した人々があり、社会問題になったことは、今ではこのことを記憶している人はごくまれであろう。確かにこうした「販売行為」が存在していたことは確かであった。もちろん現代とは異なり、「失明に対する補償」などはいっさい無かった。これがそのまま「放置されると」「社会的な不安定」が発生するので、これを「取り締まるための機関」が強化され、そのための「熟慮・選択」が繰り返され、権力的な強化対策だけではなく、「監視機関」や「お酒の製造」に関するさまざまな手立てが講ぜられ、1960年までには、飲むと失明するような焼酎……当時は「爆弾焼酎」と呼んでいたが……は市場から消滅したのであった。現在では、その後、長い間かけて「焼酎」が日本のいかなるメーカーでも「安全・安心」になり、一定の消費量が確保されている。こうした「社会的秩序」……「監視機関」の存在だけが「社会的秩序」を形成・維持させるのではない。たとえ「死刑」をもって、こうした行為を取り締まっても、「酒造」に関する「製造のためのさまざまな援助・支援」「監視」などがなされ、実行されなければ、「社会的秩序」として形成・維持されない。むき出しの「権力」「軍事力などの強制力」が「社会的秩序」それ自体を形成するのではない。現代日本ではありえないと強く願いたい。あるところでは「下水…ドブ」にある「排油」から「食用油」がつかられ、低所得層人びとに販売されている。そのため、「死刑」などの「極刑」を背景に「摘発」に乗り出しても、なかなか無くならない。輸入品などが買われている。その資金のない人々は「身の危険」に晒されていることは確かである。相互監視なども強化されてきている。「分業」がA. スミスのようにもっぱ

ら「自己利益拡大」のためにだけ繰り返し広げられると……A. スミスはこうしたことをあまり強く想定してはいなかった……このような「分業」関係に陥り、「市場」が安定的に存在しえないことになる。「自己利益」だけを強く願えば、「少ない努力・投資」で「大きな利得」を獲得しようとすることになる。そのため「詐欺まがいの行為」が頻発する。「詐欺まがいの行為」は、「排油」だけでなく、次々と「形を変えて起きる」ことになる。

「分業」が社会的に展開されるには、「他人のつくったモノ」が「信頼できなければ」、「分業」……経営学では組織の活動実体の側面、あるいは「広い意味における生産」を通常「事業」という概念で表しているが……「事業」が社会的に存続することはない。食品を買って食べることはできない。乳児に「粉ミルク」を買って与えることもできないし、水道の水も安心して飲むこともできない。「水道」が安心できなければ、「ペットボトルのミネラルウォーター」を買えばよいという「若者」がいるようだが、ペットボトル入りのミネラルウォーターが「飲めない水」を巧みに「詰め替え」て売っているところもある。「キャップ」が未開封の状態であることを確認すれば良いと言っても、もう一度「キャップの部分だけ」「はじめに製造したと同じように」「作りかえれば」事態は変わらない。こうしてみると「不安」が多重に深く連鎖していることが理解できるであろう。日本では「原発」が、これに近い状態にある。政府その他の機関がその「安全性」を説き、「証明」しても、その「安全性」に対する「信頼はない」。「原発」のように「無味無臭」で、その影響が強度であれば「死に至る」が、弱ければ「放射線治療」にまで「利用」されている「技術」であっても、一度その「信頼の基礎」が崩壊すると、いかなる状態に至るのかが明らかになる。また、「放射能」が「安全域」にまで達するには、「専門家によりその判断は大きく異なるが」……通常であれば長い時間が必要なことは確かである。2011年3月11日の「東日本大震災」による「福島第1原発」の事故の影響が強く、なかなか「復興」が進まない。この点は「1995年1月17日の阪神淡路

大震災」と「同じ大震災」であっても、その様相を大きく変えている。「火力発電所の火災・爆発事故」とは異なるのは、その影響の強さ・広がりとその持続性である。「分業」……「電力事業」という経営学の「事業」の側面には、「社会的信頼」が「基底に存在しない限り、事業存続が不可能」だということが、明確になる。「社会的信頼が基底に存在して」はじめて、「原子力発電事業」が正常に「経営」できることになる。「事業経営」とはこうしたものである。

「原発」の「安全性」に関しては、「政府から完全に独立させた」「専門的機関」を設置して、その検査体制を強化し、その活動の透明性を確保しても、「大幅な信頼の回復」は急速には進まない。なぜなら、「原子力」は、技術的に高度であり、その安全性の判断には、「原子力に関する一定の知識水準の存在」が不可欠である。福島原発の推進が、この事故以降明らかにされたようにいわゆる「原子力・ムラ」と呼ばれる「原子力推進のための、原子力の専門家・政府機関・マスコミまでももふくめてのさまざまな事業者、これには直接に原発関連する各種の事業者だけでなく、その電力を使う家電関連業者だけでなく、電力を使う製造関係のさまざまな多くの業者までが」が一体として存在し、原発推進に対する批判を無視し続けてきたことが、その基底に存在しているからである。崩れ果てた「信頼」を再構築するには、長い間のさまざまな「熟慮・選択」を繰り返して、「制度の再構築」に新たに取り組む必要がある。「ドブの排油からの食用油」「原乳にメタミホス混入して乳量を増量させること」と「大震災と津波」という「自然災害」にかかわる「福島原発」は、その行為の意志・意図の根本的な差異だけでなく、その技術的側面においては大きな異なりを見せるが、その「社会的信頼の崩壊」という点では、大きな差はない。「原発」の方が、技術的に高度で複雑で、その動機や意図がいつそう複雑であるため、その影響が直接分かり難く、かつその影響が長期的という点で、事態はきわめて難しい。しかし、「社会的信頼」を崩壊させることにより、その「責任」の「形態」は異なっているとしても、双方ともに「責任」が追及されることになる。

現代日本では、新幹線も安全で、水も安心であるので、つまりモノ・サービス・情報の統合体の生産活動が一定の水準の信頼度を有している……「事業活動」への「信頼度」が高いので、比較的安定して人々が生活している。ただし、「差し迫る大地震」の危険には、「まさに最高位の」「熟慮・選択」して……「残念なことに繰り返すことはできないので、その想定値をかなり底上げしなければならないであろうが」……「行動」を行さなければならないことは確かである。これを保証するにはさまざまな科学技術の知識や理論、それを「熟慮・選択」し、またそれを「監視する」機関や諸制度が広く存在しなければ「社会的安定」は存続しない。

「分業」の基層、経営学の概念では、「事業経営」という用語で意味される活動領域には、こうした意味において「社会的信頼」がその基礎に存在していなければならない、社会的に安定した事業経営の継続は不可能である。政治力や軍事力を背景に「社会的信頼」をつくりだしたとしても、その信頼度は低く、揺らぐ可能性が大きいのである。

2 - (10) 「分業」の問題

「分業」が進展すると、どのような問題が生じるのか、A. スミスはこの時代に、すでに次のように指摘している。「分業が進むにつれて、国民の大部分の仕事が、少数の、しばしば一つか二つの、きわめて単純な作業に限定されるようになる。」「大半の人びとの理解力は、必然的に、彼らのふつうの仕事によって形成される。一生を少数の単純な作業の遂行に費やし、その作業の結果もおそらくつねに同一あるいはほとんど同一であるような人は、困難を除去するための方策を見つけ出すのに自分の理解力を働かせたり、創意を働かせたりする必要がない」「そのため、彼は自然に、そのような努力の習慣を失い、一般に、おおよそ人間としてなりうるかぎり愚かで無知になる」としている。つまり、

単純作業を生涯にわたり反復すると、自らの知能を活用し、「創意工夫」をすることさえ出来なくなってしまうと警告している。その結果、A. スミスは「精神の活発さを失うことによって、彼はどんな理性的な会話を楽しむことも、それに参加することもできなくなるばかりでなく、寛大、高貴、あるいはやさしい感情をもつこともできなくなり、そのため私生活のふつうの義務でさえ、その多くについてなにも正当な判断をくたせなくなる」とまで述べている（以上の引用部分は、水田洋監訳『国富論』4巻 pp.49-50による）。これに続き、次のような重要な指摘をしている。「自国の重大で広範な利害について、彼はまったく判断をすることもできず、彼をそうでなくするためにきわめて特別の骨折りがなされない限り、彼は、戦争にさいして自分の国を防衛することもできない。彼の変化のない生活の一様さが自然に彼の精神の勇気を腐敗させ、兵士の不規則で不安定で冒険的な生活を嫌悪させる。それは彼の身体の活力さえ腐敗させ、これまで仕込まれてきた仕事以外のどんな仕事にも、精力的に辛抱強く自分の体力を使うことができないようにしてしまう。彼自身の特定の職業での彼の腕前は、このようにして、彼の知的社会的軍事的な徳を犠牲にして獲得されるように思われる。だからこそ、政府がそれを防止するためにいくらか骨を折らない限り、改良され文明化したすべての社会で、労働貧民すなわち国民の大部分が、必然的におちいるに違いない状態なのである。」（水田洋監訳『国富論』第4巻 p.50）

この部分で、注目すべきは、「彼の知的社会的軍事的な徳」という言葉である。A. スミスは、『国富論』の中で、「人の一般的性向」として、「自分の有利になるように彼らの自愛心に働きかけ、自分が彼らに求めることを自分のためにしてくれることが、彼らの利益になるということを、彼らに示すことの方が有利だろう」（水田訳第1分冊, p.38）。そして、人の性向を一般化し、「人は自愛心・自己利益によってだけ」行動すると述べている（本稿、2-(5)人間の行動動機としての「自己利益」の一般化とその検討を参照）。A. スミスの分

業論の部分だけからでは、「おおよそ、人間は自己利益で行動する」「自愛心によってのみ行動する」として理解されることになる。しかし、A. スミスはこの部分で「知的社会的軍事的徳」というアリストテレスにつながるような「徳」という人間の基本的な行動準則を持ち出していて、その重要性を理解していたのである。このような理解は当然である。なぜなら、A. スミスの固有の研究領域は「道徳哲学」であったからである。現代における A. スミス研究では、当然のこととして理解されているが、その後の「社会科学の議論の中では」一般的に人の行動基準は「自己利益」「自己愛」だけが、不当に強調され、それ以外の行動動機や基準は、例外的に扱われているに過ぎない状態である。経済学をバックにした「組織経済学」という分野では、経済学であるため、「自己利益」の観点から「組織的行動」が「解明され理論化」されている。「経済学」の「深化」「進化」としては高く評価されるが、「組織行動」がこうした側面を持つことは確かであるが、そのすべてではないことが、A. スミスのこの説明からも明らかであろう。この点に関しては、この行論の後半でも、再び触れる。

A. スミスは、当時の「産業革命」以前の社会と「産業革命以降の社会」を対比させ、「分業が深化・拡大した社会の課題」を次のように指摘している。「製造業の改良と対外商業の拡大に先立つ農耕の粗野な状態での農耕社会」……（A. スミスは『国富論』の中で A. スミスの時代に展開し始めていた「産業革命」以前の社会をこのように規定し、イメージしていたのであった）……でさえ、事情が異なる。そのような社会では、各人の多様な職業によって、各人は絶えず起こる困難を除去するために、自分の能力を發揮し方法を發明せざるをえなくなる。創意は活発に維持され、精神は、文明社会ではほとんどすべての下級階層の人びとの理解力を麻痺させるように思われるねむそうな愚昧におちいるのを抑えられる。」これに続き、「未開社会では、各個人の仕事は多様であるけれども、社会全体の仕事はあまり多様ではない。」（水田洋監訳『国富論』第4

卷, p.51)

これに反して、文明状態においては、大部分の個人の職業にはほとんど多様性がないけれども、社会全体の職業はかぎりなく多様である。」(水田洋, 上掲書, p.52)。他方、文明社会においては「分業が進展し」個人の職業の中での仕事の多様性はますます排除され、一様化が進む。上述のように、「単純作業を生涯にわたり反復すると、自らの知能を活用し、「創意工夫」をすることさえ出来なくなってしまう」ため、国民大衆のなかでは、人間の性格のうちの高貴な部分はすべて、大幅に抹殺され消滅させられてしまうだろう」と結んでいる。(水田洋監訳, 上掲書, p.52)

そのため、この状態をそのまま放置してはならないと A. スミスも指摘している。「一般民衆の教育はおそらく、文明化した商業社会では、ある程度の身分や財産のある人々の教育よりも、公共の配慮を必要とする」「一般民衆には、教育のための時間がほとんどない。彼らは、働けるようになるやいなや、生活資料を稼ぐことができるような商売を身につけなければならない。その商売もまた、一般に、単純で一様なものであるため、理解力を働かせることにはほとんどならないし、同時に、彼らの労働は継続的できびしいから、何かほかのことに精を出したり、あるいはそうしようと考えるにしても、暇はほとんどないし、その気になることはさらに少ない」と指摘している(水田洋監訳『国富論』4巻 pp.52-54)。「どの文明社会でも、一般民衆は、読み、書き、計算という、教育のもっとも基本的な部分は、生涯の早い時期に身につけることができるから、最低の職業をやがて仕込まれるはずの人びとでさえ、そうした職業につく前に、それらのものを取得する時間はある。公共はきわめてわずかの経費で、国民の全てにたいして、教育のそれらのもっとも基本的な部分を取得する必要を助長し、奨励し、さらには義務づけることさえ、できるのである」とまで指摘して、「義務教育」の必要性を『国富論』の中で指摘しているのである(水田洋監訳, 上掲書, 4巻, p.54)

下級階層の人々の教育の意義について、A. スミスは次のように的確に指摘している点を見落してはならない。「下級階層の人びとの教化から国家は何の利益も得ないとしても、彼らをまったく強化されないままにしておくべきではないということは、やはりその配慮に値するだろう。彼らの教化から国家は少なからぬ利益を得ているのである。」(水田洋監訳, 上掲書, p.59)

それがいかなる利益なのか? A. スミスは、続けて次のように指摘している。「彼らは教化さればされるほど、無知な諸国民のあいだでしばしばもっとも恐るべき無秩序を引き起こす熱狂や迷信の惑わしにかかることが、それだけ少なくなる。そればかりでなく、教化された知的な人びとは、無知で愚鈍な人びとよりも、つねに礼儀があり、秩序正しい。」彼らは、「政府の方策に対して気ままな、あるいは不必要な反対をするように誤導される傾向も少ない。自由な国ぐにでは、政府の安泰は、国民が政府の行動にたいして下す好意的な判断に依存するところがきわめて大きいから、彼らが性急に、あるいは気まぐれに判断する気にならないようにすることは、たしかに最高に重要であるに違いない。」(水田洋監訳, 上掲書, p.60)

このA. スミスの指摘は、2-(6) 自己保存欲求と自己利益の最大化2-(8) 自己生命の維持・保存の危機と社会的安定で、明らかにしたように、「自己の生命が危機に瀕した時に」おいてさえ、人びとは、なぜ無秩序になり騒乱を起こさなかったのかという質問に対する的確な回答になっている。

「教化された知的な人びとは、無知で愚鈍な人びとよりも、つねに礼儀があり、秩序正しい」とのA. スミスの指摘の通りであった。日本では、「教化された知的な人びと」が存在していたということである。

基本的には、「社会的な所得格差の少なさ」「失業率の低さ」「教育期間の長さや教育の状態・質」「社会階層の長期的固定化の少なさ」、そしてこれまでの災害時の反応の在り方までをもふくむ、「日ごろの災害へ心構えや対応への準

備」など、その「社会的秩序」の維持・修正のための熟慮・選択を繰り返し、その社会に自生的秩序を形成させるための、さまざまな要因が上げられる。

A. スミスの言説を読めば、「このような諸条件が把持されている社会においては」、彼が正しく指摘しているように、「無秩序が引き起こされることはなかった」のである。その構造が存在しているからである。「自生的社会秩序」の基礎は、上記の諸要因であり、また「交換」が社会的に展開されるための前提条件である「社会における相互信頼」は、この「自生的社会秩序」のための諸条件に依拠している。この点が明らかになった。「無秩序」の存在の有無を、ここで議論しているのではない。「自生的社会秩序」の根幹に、「社会における相互信頼」が存在しており、これが「自生的社会秩序」を形成させ、これに基づき「交換」が、社会的に繰り広げられるとの現代社会における「分業」の論理的構造の存在を明らかにしたのである。

結び

この論文であきらかになったことは、「分業の基層」が、「自己利益拡大」にだけに、その行動動機があるのではないという点である。現代社会における分業が、「自己利益拡大」という行動原理以外に「他のものはありえない」とする反論に対する一つの根拠が導かれる可能性があるということ、この小論から導き明らかにしたのであった。

取り分け、「自己の生命の維持・存続が危機に瀕し」「自己保存欲求が最大化」するような状況においても、伝統的に社会科学において想定されてきた「無秩序」「社会的騒乱」の広範な展開には至らず、「社会的秩序が維持されていた」という事実が、存在していることは確かであった。まさに「自生的社会秩序」の存在を想起させる現象であった。「社会における自生的秩序の存在の基礎」が、基本的には、「社会的な所得格差の少なさ」「失業率の低さ」「教育期間の長さや教育の状態・質」「社会階層の長期的固定化の少なさ」「これまでの災害

時の反応の在り方までをもふくむ、日ごろの災害へ心構えや対応への準備」など、その「社会制度」「社会的秩序」の維持・修正のための熟慮・選択を繰り返し、その社会に自生的秩序を形成させるための、さまざまな要因が上げられる。今後日本で、上記の諸要因が崩れ去れば、「自生的秩序」が崩れ、騒乱・略奪が横行する社会になるだろう。現在のところ、日本ではこうしたさまざまな諸条件が存在しているので、あれだけの被災時にも「無秩序」「社会的騒乱」が起きなかったということになる。この小論の目的が「被災時の自生的社会秩序の存在」についての議論ではなく、「人の基本的性向」「自己利益によってのみ人は行動する」という社会科学の基本的命題を再検討することであった。「自己の生命が危機に瀕するような震災時においてすら」「社会的秩序の存続」があり、そこから、人は、自己利益よりは、むしろ個人以外の社会的諸要因に依存しているということがあきらかになったであろう。

分業……「経営学における安定的・継続的事業経営」の基層が、「自己利益の最大化」よりは、むしろ自己利益以外の「相互信頼」が社会的基層に存在していなければ、「分業」……「事業経営」が「社会的な広がりをもたなかった」ということが明らかになったであろう。

本論文の結論として、経済学において、「分業」は自己利益拡大のためだけに行われると想定していたが、むしろ、社会的自生秩序という社会的要因から熟成される「相互信頼」が、「技術的分業」においても「社会的分業」においても、その社会的基礎に存在しなければ、成立しないという点が明らかになったということ言うことができる。「事業経営」の基層に、「社会的相互信頼」が存在しなければ、「分業社会」は形成され・展開されることはなかった、この点を明らかにしたのだ。

「分業」、経営学的には「事業経営の基礎」が「社会的信頼」にあるということを取り上げ、議論しても、現代では「自明の理」であり、ほとんどその意義が無いように思われることは確かである。

しかし、「経営哲学」においては、「分業の基層」、すなわち「事業経営」の基礎にある「社会的信頼」が「崩壊すると」、その崩壊の理由や意図、その事情がさまざまではあっても、「責任」が追及されることになる。「経済学」では、ほとんど問題にされることはないが、なぜ、経営学では「責任」が常に問題になるのかがあまり明らかにされ、論ぜられたことが少ない。「経営学」においては、「はじめから責任ありき」という前提で取り上げ、議論されている。しかし「経営哲学」においては、「経営哲学」と銘打つからには、「責任」が問われる「その根拠」が明らかにされなければならない。「経営学」では、長い間「社会的責任」が取り上げられ、議論されてきた。多く場合の、A. A. バーリー・G. C. ミーンズ論拠、すなわち「社会制度として企業が存在している」として、その議論が展開されてきた。「社会制度」のレベルでは正しいであろう。しかし、「経営哲学」では、その「根拠」が明らかにされなければならない。

一般に「責任」が問われる「契機」「根拠」は、「社会的信頼の崩壊」にあることが、「経営哲学に」まで遡ってその根拠を求めると、明らかになる。「経営哲学における責任の基層」を論ずると、「分業の基層」が「社会的信頼」に存在するというを明らかにした本稿の意義が、いっそう明らかになるだろう。

注(1) 日本の A. スミスの学説研究水準は高い。『グラスゴウ大学講義』をはじめ、『道徳感情論』（水田洋訳上下、岩波文庫）『道徳情操論』（米林富雄訳上下、未来社）というスミスの道徳哲学に関する日本語版も研究を重ね刊行されている。この論文で取り上げる『国富論』は多くの日本語版が刊行されているだけでなく、E. キヤナン版を参照しつつも、独自に解説が附されており、当時の背景やスミス自身の独自の観察まで記され極めて参考になる。必要に応じて以下の日本語版も参照した。通常であれば、本文中でなく、本文とは別に注記すべきであろうが、本稿は「分業の基層」を扱っているため、その煩を厭わず本文中で紹介しておく。こうすることでその後「分業論」がどの方向で展開されたのかが理解可能になるからである。A. スミスの『国富論』の日

- 本語版については、大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波文庫、第1分冊昭和34年(1959年)～第5分冊昭和41年(1966年)・大河内一男監訳『国富論』中公文庫、第1分冊(1978年)～第3分冊(1978年)・水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』岩波文庫、第1分冊(2000年)～第4分冊(2001年)などを上げることができる。上記の各文庫本の巻末に『国富論』の日本版の刊行の歴史や研究に至るまで、それぞれの訳者から解説されている。本論文は、水田洋監訳・杉山忠平訳、岩波文庫の日本語版を中心に進める。
- (2) これらに関しては『国富論』の日本語版で丁寧な解説があるので参照。水田訳、第2冊 p.86, p.91・大河内一男監訳、第1分冊 p.490, p.497。なお、投機についてはC. P. キンドルバーガー・吉野俊彦・八木甫訳『熱狂・恐慌・崩壊—金融恐慌の歴史—』日本経済新聞社、2004年。またエドワード・チャンセラー・山岡洋一訳『パブルの歴史』日経BP社、2000年参照。さらにJ. K. ガルブレイス・村井章子訳『大暴落1929』日経BPクラシックス2008年では、1929年の大恐慌の歴史が克明に記録されている。
- (3) 日本の社会が全く「機能分化」していなかったのではない。例えば江戸期においては、町人の犯罪の捜査・逮捕に関しては、きびしい取り決めがあり、捜査担当者が犯人逮捕はできなかった。この点は、一般的には「身分制度」として理解されることが多いが、身分制度よりは、所管・管轄＝デマークーションによるものと理解するべきであろう。
- (4) これらの記述に関しては藤本隆宏の次のような著書を参照。藤本隆宏・キム、クラーク『増補版製品開発力』ダイヤモンド社、2009年。藤本隆宏『生産システムの進化論』有斐閣、1997年。藤本隆宏・桑嶋健一『日本型プロセス産業』有斐閣、2000年。藤本隆宏『能力構築競争』中公新書、2003年。藤本隆宏・安本雅則『成功する製品開発』有斐閣、2000年。藤本隆宏『ものづくり経営学』光文社新書、2007年。
- (5) 厚東偉介「経営哲学における文明の意義と概念」『早稲田商学』第427号2011年3月、pp.63-90参照。
- (6) 鈴木信雄『アダム・スミスの知識＝社会哲学』名古屋大学出版会、1992年、p.238。
- (7) 分業成立のためのその他の条件に関する部分は、鈴木信雄『アダム・スミスの知識＝社会哲学』名古屋大学出版会、1992年、pp.240-243を見よ。
- (8) 鈴木信雄『アダム・スミスの知識＝社会哲学』名古屋大学出版会、1999年、pp.243-245を見よ。
- (9) 竹本洋『『国富論』を読む』名古屋大学出版局、2005年、pp.107-108
- (10) 竹本洋上掲書、pp.113-115
- (11) B. マリノフスキー・寺田・増田訳『西太平洋の遠洋航海者』中央公論社、1967年。経営学では、近年では論及されることのない「人間関係論」では人間社会では「交換」が自己利益だけでなされているのではないということが、上記のB. マリノフスキーの文化人類学の研究成果を背景にして述べられている。E. Mayo, *The Human Problems of An Industrial Problems*, N. Y, The Macmillan Co. 1933 (日本語版村本栄一訳『新訳 産業文明における人間問題』日本能率協会、1967年。本書ではB. マリノフスキーの上記の研究成果を基礎に人間関係が、より広い視点で議論され、また文化人類学の「参与観察」の方法がホーソーンリサーチに取り入れられた背景が理解できる。経営学では文化人類学の成果には関心も低く、また経営学が経済学からの独立という「機能分化」の背景もあり、この点についての説明は見かけない。人間関係論の多くは、F. J. レスリスバーガー『経営と勤労意欲』(野田一夫・川村欣也訳、ダイヤモンド社、昭和29(1954)年)この著書と藻利重隆『経営学の基礎』森山書店、1956年の議論が中心になり理解されている。最近、吉原正彦『経営学の新紀元を拓いた思想家たち』文真堂、2006年で異なった視点で研究し直されている。: D. A. Wren レン・佐々木恒男監訳『マネジメント思想の進化』文真堂、2000年を参照。「交換」と「自己利益」「互酬」「互惠」などに関して、現在ではK. ボラニー・野口建彦・榎原学訳『新訳大転換』東洋経済新報社、2009年が引用され、議論されることが多い。

- 12) 大河内一男『スミスとリスト』1943年：高島善哉『経済社会学の根本問題』1941年。『道徳感情論』の中で取り上げられ議論されている「同感」と『国富論』の利己心・自己利益に関する最近の研究については、堂目卓生『アダム・スミス』中公新書、2008年の議論を参照。さらに、水田洋『アダム・スミス論集』ミネルヴァ書房、2009年、第17章参照。アダム・スミス問題に関しては、水田洋『アダム・スミス論集』p.77参照。
- 13) カール・ポラニー／野口建彦・栖原学訳『新訳 大転換』東洋経済新報社、2009年。第Ⅱ部を見よ。以下の論述は本書の第4章、第5章による。日本語版p.81参照。「公の場の賞賛」はp.82に述べられている。「公の場の賞賛」を上げたことは、「広く」「個人の利得」……「非経済的な意味における広い意味における利得」「功利的説明」を導き出し、k.ポラニーの説明とは異なった根拠を思わせてしまい、「ミスリード」することになろう。
- 14) 鈴木信雄『アダム・スミスの知識＝社会哲学』名古屋大学出版会、1992年、pp.245-247参照。
- 15) 水田洋『アダム・スミス論集』ミネルヴァ書房、2009年、p.86参照。
- 16) 水田洋、上掲書、p.90-91参照。
- 17) 水田洋、上掲書、p.112-113参照。
- 18) 水田洋、上掲書、p.113-115参照。
- 19) 菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介編著『企業の責任・統治・再生』文眞堂、2008年、p.5参照。
- 20) 竹本洋『『国富論』を読む』名古屋大学出版局、2005年、p.126参照。
- 21) ISO SR 国内委員会（監修）、日本規格協会（編集）『日本語訳 ISO26000：2010—社会的責任に関する手引』日本規格協会、2011年、および関正雄『ISO26000を読む—人権・労働・環境…社会的責任の国際規格：ISO / SR とは何か』日科技連、2011年、pp.75-82参照。
- 22) マイケル・B.ブラウン（Michael Barratt Brown）青山薫・市橋秀夫訳『フェア・トレード』新評論、2006年。ジョセフ・スティグリッツ・アンドリユー・チャールトン／浦田秀次郎監訳高遠裕子訳『フェアトレード』日本経済新聞社、2007年。
- 23) 厚東偉介「経営哲学の課題領域」『早稲田商学』第429号2011年9月 pp.79-100
- 24) 水田洋『アダム・スミス論集』ミネルヴァ書房、2009年。p.371参照
- 25) フランク・ナイト／高哲男・黒木亮訳『競争の倫理—フランク・ナイト論文選』ミネルヴァ書房、2009年、pp.118-120参照。